

特定非営利活動法人制度の手引き

令和 7 年 7 月

岩 手 県

目 次

I 特定非営利活動法人（NPO法人）について

1 NPO法人とは	1
2 NPO法人の要件	2
3 法人化のメリットと義務	4

II 法人格を取得するには

1 法人設立認証手続きの流れ	5
2 認証に係る申請・届出の窓口	8
3 法人設立の手続き	10

III 管理・運営

1 毎年行う書類の作成	13
2 役員の変更	17
3 定款の変更	18
4 解散	22
5 合併	25

IV 法令集・様式集

1 特定非営利活動促進法	27
2 特定非営利活動促進法施行令	58
3 特定非営利活動促進法施行規則	64
4 特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例	73
5 特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則	77
6 組合等登記令（抄）	99
7 定款例	101
8 その他の書類の様式例	115
9 岩手県における「特定非営利活動促進法の運用方針」について	148

V その他法人運営に必要な届出

1 登記	161
2 税務・労務	166
3 税制全般	173

VI その他

1 認定NPO法人制度の概要	177
2 相談窓口	179
3 情報公開	180
4 会計	186
5 NPO関連ホームページ	187

I 特定非営利活動法人（NPO法人）について

1 NPO法人とは

平成10年12月から施行された「特定非営利活動促進法」（以下「法」という。）により、公益的な活動を行う団体が法人格を取得できるようになり、この法律に則って法人格を取得した団体を「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。

特定非営利活動促進法の目的（法第1条）

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

【資料】

1 NPOとNPO法人の違い

NPO—NPO法人と市民活動・ボランティア団体

NPO法人—特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得した団体

2 NPO法人数

岩手県を所轄庁とするNPO法人は、令和6年1月末現在で476団体（法人）あります。

	申請	認証	不認証	解散	解散のうち 認証取消し
岩手県 (R6. 1. 31 現在)	474	476	0	203	13
全国 (R6. 1. 31 現在)	51,162	50,021	812	25,265	4,983

チェック！

特定非営利活動促進法では、設立要件の判断において所轄庁の裁量の余地は極めて限定されており、設立要件に適合すると認めるときには、認証しなければならないとされています。また、その確認手段も実態審査ではなく「書面審査」によって行うことが原則とされています。

このため、認証されたからといって、所轄庁がその団体の活動についていわゆる「お墨付き」を与えたわけではありません。

したがって、公開されている情報などをもとにして、団体がどの程度信用できるかを市民一人一人が判断することが求められています。

NPO法人として設立した後は、団体の活動や会計書類、運営状況等について広く情報公開に努め、市民の信頼を得るようご注意ください。

2 NPO法人の要件

(1) 目的に関する要件

ア 営利を目的としないこと。(利益を社員で分配しないこと。)

イ 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。

【特定非営利活動の定義】

次の20分野のいずれかに該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの。

- (ア) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (イ) 社会教育の推進を図る活動
- (ウ) まちづくりの推進を図る活動
- (エ) 観光の振興を図る活動
- (オ) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (カ) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (キ) 環境の保全を図る活動
- (ク) 災害救援活動
- (ケ) 地域安全活動
- (コ) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (サ) 国際協力の活動
- (シ) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (ス) 子どもの健全育成を図る活動
- (セ) 情報化社会の発展を図る活動
- (ソ) 科学技術の振興を図る活動
- (タ) 経済活動の活性化を図る活動
- (チ) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (ツ) 消費者の保護を図る活動
- (テ) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (ト) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動※

※上記(ト)については、岩手県では条例で定めていないので、定款に記載は不要です。

(2) 活動に関する要件

ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。

イ 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと。

(3) 組織に関する要件

- ア 10人以上の社員を有すること。
- イ 社員(構成員：総会で議決権を持つ者。会社に勤務する者という意味ではない。)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
- ウ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
- エ 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと。

(4) 役員に関する要件

- ア 理事3人以上、監事1人以上を置くこと。
- イ 法第20条に規定する欠格事項に該当しないこと。
- ウ 各役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が2人以上いないこと。
または、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員総数の3分の1を超えて含まれていないこと。

欠格事由(法第20条)

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

3 法人化のメリットと義務

(1) メリット

ア 団体が**法律行為の主体**となることができます。

- 例)・ 法人名で不動産登記ができます。—所有の主体
・ 銀行の口座開設、契約行為ができます。—契約の主体

イ 法に定められた法人運営を行い、事業報告や会計書類の閲覧などの情報公開を行うことで、**社会的信用**が高まります。

ウ **税制上の優遇措置**が期待できます。(P174 参照)

(2) 義務

ア **法に沿った法人運営**

- ・ 総会を年1回以上開催し、会計書類を適正に整え、事業報告をすること。
- ・ 役員変更や定款変更の際に所轄庁への届出や認証申請をすること。等

イ **法人の運営や活動内容についての情報公開**

- ・ 定款や事業報告書等の書類は、法人の事務所に備え置き、閲覧に供すること。また、活動や運営状況等について、広く情報公開するよう努めてください。

ウ **労務・税務・登記**

- ・ 労働者を雇用する場合は、就業規則の整備や社会保険及び労働保険への加入が必要です。
- ・ 法人税法上の収益事業を実施する場合は、届出が必要です。その他、源泉徴収、消費税、国税、県税、市町村税などの手続が必要です。

※ 平成28年6月の改正法により、NPO法人の負担の軽減として、登記事項から「**資産の総額**」が削除されることとなりましたが、引き続き①法人の透明性を高め、②債権者を保護し、取引の安全と円滑を図るための措置として、新たに**貸借対照表の公告**が義務付けられました。

エ **解散**

法人を解散した場合の**残余財産**は、法で定められた法人や行政機関に帰属し、個々人に分配されません。なお、登記や届出も必要です。

※ NPO法人は、県民の理解と支援を得て活動することが大切であり、法令や定款の遵守はもとより、日常の活動においても県民の信頼を損なうことがないよう、十分留意してください。

Ⅱ 法人格を取得するには

1 法人設立認証手続きの流れ

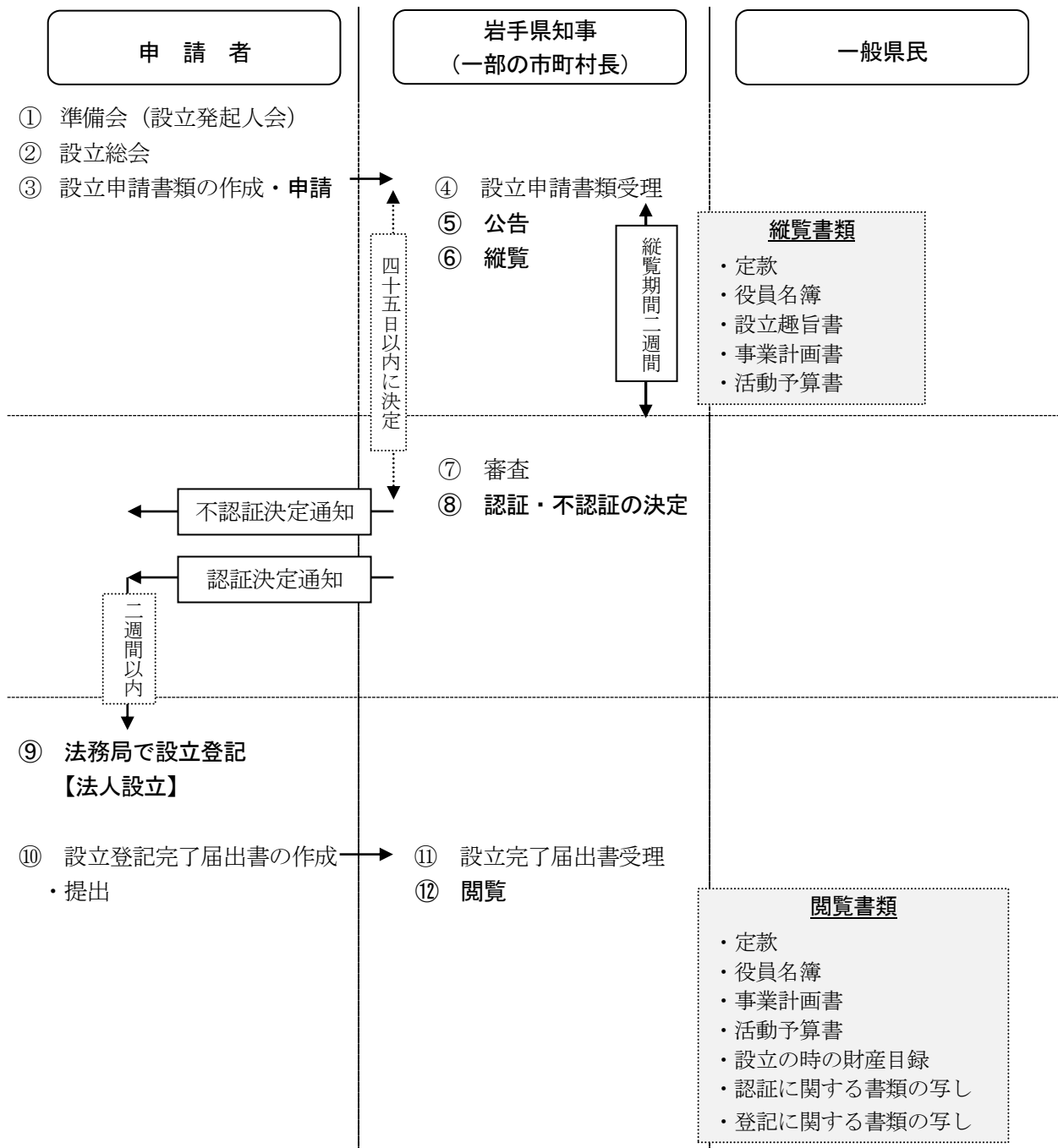
NPO法人は、所轄庁に設立を申請し、認証を受け、登記することで成立します。

NPO法人の所轄庁は、事務所の所在地によって異なります。

【所轄庁】

岩手県内に主たる事務所を設置するもの → 岩手県知事（申請窓口※P 8 参照）

※ ただし、一部の市町村に認証事務を移譲しているため、事務所の所在地によっては申請窓口が市町村になる場合があります。（P 8～9 参照）



① 準備会（設立発起人会）

設立発起人が集まり、NPO法人の要件を確認し、設立総会にあげる定款・設立趣旨書・事業計画・活動予算・設立代表者などを検討し、原案を作成する。

② 設立総会

- ・ 設立当初の社員が集まり、法人設立の意思を決定する。
- ・ 設立申請に必要な内容（定款・設立趣旨書・事業計画・活動予算・設立代表者等）を議決する。
- ・ 役員及び代表者を選任する。
- ・ 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認する。
- ・ その他、設立認証申請に係る事項を確認する。

（例 任意団体から法人化する場合は、任意団体の財産の継承等について）

③ 設立申請書類の作成・申請（P10 参照）

申請書類を作成し、所轄庁あて申請する。書類を受け付け後、書類に不備がある場合は、取り下げて申請のやり直しとなるか、不認証となる。申請後の訂正や書類の差し替えはできないので、十分確認すること。

※ 書類に不備がある場合、書類受け付け後1週間以内であれば、条例で定める軽微なものに限り、補正することができます。

【条例で定める軽微な事項(条例第2条第3項)】

客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のもの。

※ P9に掲げる市町村が申請窓口となる場合は、申請書様式が異なるため、詳しくは各市町村に確認願います。

④ 設立申請書類受理

⑤ 広告（インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法による）

- ・ 所轄庁は、次の事項を岩手県公式ホームページに掲載
- ・ 公表事項：申請のあった旨、申請のあった年月日、特定添付書類に記載された事項

※ P9に掲げる市町村内のみに住所を有する場合は、各市町村が定める方法により公告されます。

※ 定款、役員名簿（役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの）、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書が特定添付書類に該当します。

⑥ 縦覧

- ・ 所轄庁は、受理日から2週間、次の書類を縦覧に供する。

・ 縦覧書類：定款、役員名簿（役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの）、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書

- ・ 縦覧場所：県環境生活部若者女性協働推進室、広域振興局、地域振興センター

※ P9に掲げる市町村内のみに住所を有する場合は、各市町村が定める場所において縦覧に供されます。

⑦ 審査

⑧ 認証・不認証の決定

認証・不認証は、申請のあった日から45日以内に決定（県の標準処理日数は45日）

⑨ **法務局で設立登記**（P161～164 参照）

- ・法人認証されただけでは効力を持たず、登記して初めて法人として成立する。

【 登記した日＝法人設立の日 】

- ・認証の通知を受けた日から2週間以内に行うこと。
- ・登記済の登記事項証明書を取得すること。

※ 認証されてから6か月を経過しても登記をしないときは、認証が取り消されることがあります。

⑩ **設立登記完了届出書の作成・提出**（P11 参照）

- ・登記完了後、速やかに提出すること。
- ・添付書類として、登記事項証明書、登記に関する書類の写し、設立の時の財産目録を提出すること。

⑪ **設立完了届出書受理**

⑫ **閲覧**

- ・所轄庁は、定款、認証に関する書類の写し、登記に関する書類の写し、役員名簿、事業計画書、活動予算書、設立の時の財産目録を一般の閲覧に供する。

2 認証に係る申請・届出の窓口

事務所の所在地によって、窓口が異なります。

制度に関する問い合わせ、申請前の相談等も受け付けています。

来庁される場合には、お待たせしないためにも、事前に電話連絡をお願いします。

【受付時間】

午前8時30分～午後5時まで

なお、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)は、休みとなります。

受付窓口	管轄市町村	住所・電話番号
盛岡広域振興局 (経営企画部)	盛岡市（盛岡市以外にその他の事務所を持つ場合）、 八幡平市（八幡平市以外にその他の事務所を持つ場合）、 滝沢市（滝沢市以外にその他の事務所を持つ場合）、 雫石町、葛巻町（葛巻町以外にその他の事務所を持つ場合）、 岩手町、紫波町（紫波町以外にその他の事務所を持つ場合）、 矢巾町	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 TEL 019-629-6670 FAX 019-629-6529
県南広域振興局 (経営企画部)	花巻市（花巻市以外にその他の事務所を持つ場合）、 北上市（北上市以外にその他の事務所を持つ場合）、 遠野市、一関市（一関市以外にその他の事務所を持つ場合）、 奥州市（奥州市以外にその他の事務所を持つ場合）、 西和賀町（西和賀町以外にその他の事務所を持つ場合）、 金ケ崎町（金ケ崎町以外にその他の事務所を持つ場合）、 平泉町	〒023-0053 奥州市水沢大手町 1-2 TEL 0197-22-2812 FAX 0197-22-3749
沿岸広域振興局 (経営企画部)	釜石市（釜石市以外にその他の事務所を持つ場合）、 大槌町	〒026-0043 釜石市新町 6-50 TEL 0193-25-2701 FAX 0193-23-3472
沿岸広域振興局 宮古地域振興センター	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	〒027-0072 宮古市五月町 1-20 TEL 0193-64-2211 FAX 0193-63-4703
沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター	大船渡市（大船渡市以外にその他の事務所を持つ場合）、 陸前高田市（陸前高田市以外にその他の事務所を持つ場合）、 住田町	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 TEL 0192-27-9911 FAX 0192-27-1395
県北広域振興局 (経営企画部)	久慈市（久慈市以外にその他の事務所を持つ場合）、 普代村（普代村以外にその他の事務所を持つ場合）、 野田村（野田村以外にその他の事務所を持つ場合）、 洋野町（洋野町以外にその他の事務所を持つ場合）	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 TEL 0194-53-4981 FAX 0194-53-1720
県北広域振興局 二戸地域振興センター	二戸市（二戸市以外にその他の事務所を持つ場合）、 軽米町（軽米町以外にその他の事務所を持つ場合）、 九戸村、一戸町（一戸町以外にその他の事務所を持つ場合）	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 TEL 0195-23-9201 FAX 0195-25-4062

次の市町村への特定非営利活動法人制度事務の移譲

☆ 事務所の所在地が次の市町村内のみにある場合

→ 当該市町村の受付窓口

※ これら市町村が申請窓口となる場合は、申請書様式が異なるため、詳しくは各市町村に確認願います。

☆ 主たる事務所が次の市町村内にあり、その他の事務所が当該市町村以外にある場合

→ 当該市町村を管轄する振興局（地域振興センター）の受付窓口

【権限移譲先市町村】

市町村名	住所・電話番号
盛岡市 (市民部市民協働推進課)	〒020-8530 盛岡市内丸 12-2 TEL 019-651-4111 FAX 019-622-6211
大船渡市 (まちづくり部市民協働課)	〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15 TEL 0192-27-3111 FAX 0192-26-4477
花巻市 (地域振興部地域づくり課)	〒025-8601 花巻市花城町 9-30 TEL 0198-24-2111 FAX 0198-22-6995
北上市 (まちづくり部地域づくり課)	〒024-0061 北上市大通り 1-3-1 (おでんせプラザぐろーぶ 3F) TEL 0197-72-8300 FAX 0197-63-3121
久慈市 (総合政策部地域づくり振興課)	〒028-8030 久慈市川崎町 1-1 TEL 0194-52-2116 FAX 0194-52-3653
一関市 (まちづくり推進部まちづくり推進課)	〒021-8501 一関市竹山町 7-2 TEL 0191-21-2111 FAX 0191-21-2164
陸前高田市 (市民協働部まちづくり推進課)	〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 100 TEL 0192-54-2111 FAX 0192-54-3888
釜石市 (総務企画部総合政策課)	〒026-8686 釜石市只越町 3-9-13 TEL 0193-27-8413 FAX 0193-22-2686
二戸市 (総務政策部公民連携推進課)	〒028-6192 二戸市福岡字川又 47 TEL 0195-23-3111 FAX 0195-25-5160
八幡平市 (市民部まちづくり推進課)	〒028-7397 八幡平市野駄 21-170 TEL 0195-74-2111 FAX 0195-74-2102
奥州市 (協働まちづくり部地域づくり推進課)	〒023-8501 奥州市水沢大手町 1-1 TEL 0197-24-2111 FAX 0197-22-2533
滝沢市 (市民環境部地域づくり推進課)	〒020-0692 滝沢市中鵜飼 55 TEL 019-684-2111 FAX 019-684-2158
葛巻町 (総務課)	〒028-5495 葛巻町葛巻 16-1-1 TEL 0195-66-2111 FAX 0195-66-2101
紫波町 (企画総務部地域づくり課)	〒028-3392 紫波町紫波中央駅前 2-3-1 TEL 019-613-2138 FAX 019-672-2311
西和賀町 (ふるさと振興課)	〒029-5512 西和賀町川尻 40-40-71 TEL 0197-82-2111 FAX 0197-82-3111
金ヶ崎町 (総務課)	〒029-4592 金ヶ崎町西根南町 22-1 TEL 0197-42-2111 FAX 0197-42-4474
普代村 (政策推進室)	〒028-8392 普代村第 9 地割字銅屋 13-2 TEL 0194-35-2111 FAX 0194-35-3017
軽米町 (総務課)	〒028-6302 軽米町大字軽米 10-85 TEL 0195-46-2111 FAX 0195-46-2335
野田村 (未来づくり推進課)	〒028-8201 野田村大字野田 20-14 TEL 0194-78-2111 FAX 0194-78-3995
洋野町 (企画課)	〒028-7995 洋野町種市 23-27 TEL 0194-65-5912 FAX 0194-65-4334
一戸町 (生涯学習・協働推進課)	〒028-5311 一戸町高善寺字大川鉢 24-9 TEL 0195-33-2111 FAX 0195-33-3770

3 法人設立の手続き

(1) 設立認証申請

(根拠規定：法第 10 条第 1 項、条例第 2 条第 1 項及び第 2 項、規則第 2 条第 1 項)
申請窓口（P 8～9）を確認のうえ、次の書類を提出してください。

お知らせ

以下の参照ページの MS-Word 形式データは、岩手県ホームページからダウンロードすることができます。以下 24 頁まで同じ。

◎岩手県ホームページ・アドレス

(<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/npo/npo/1004652.html>)

トップページ→「くらし・環境」→「NPO・ボランティア・協働」→「NPO・ボランティア」
→「特定非営利活動法人（NPO法人）制度の手引き・関係様式集」



提出書類	部数	参照 ページ	一般に縦覧 させる書類
設立認証申請書(様式第 1 号)	1	83	
定款 ・法人の目的や事業内容、法人運営方法などを明記した書面	2	101～114	○
役員名簿 ・役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿	2	116	○
就任承諾及び誓約書の謄本 ・各役員が法第 20 条(役員の欠格事項)に該当しないこと及び法第 21 条(役員の親族等の排除)に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（原本は団体で保管し、謄本（写し）を提出）	1	117	
各役員の住所又は居所を証する書面 ・住民票の写し等（市町村窓口等で交付された住民票を提出） ※住民基本台帳ネットワークを利用できる場合は添付を省略できる。	1	—	
社員のうち 10 人以上の者の名簿 ・氏名（法人にあっては法人名及び代表者名）及び住所又は居所を記載した書面	1	118	
確認書 ・法第 2 条第 2 項第 2 号(宗教活動・政治活動を主目的にしないこと、特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としないこと)及び第 12 条第 1 項第 3 号(暴力団でないこと等)に該当することを確認した書面	1	119	
設立趣旨書 ・法人化したい趣旨及び申請に至る経過を記載した書面	2	120	○

議事録の謄本 ・設立総会の議事録であり、設立にあたっての経過概要や議決内容を記載した書面	1	121～122	
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	123～124	○
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ※特定非営利活動事業とその他の事業は分けて表示する。	2	125～128	○

※ 申請書類中に不備があった場合、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものについては、認証の申請日から1週間に限り、補正することができます。

提出書類	部数	参照 ページ
補正書（様式第2号）	1	84
補正する書類（以下に掲げる書類を補正する場合） ・定款 ・役員名簿 ・設立趣旨書 ・設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 ・設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	—
補正する書類（上記以外の書類を補正する場合）	1	—

(2) 設立登記完了後の提出書類

（根拠規定：法第13条第2項、規則第3条）

登 記 必 要 P 161 参 照

法人設立の認証書を受け取った団体は、法務局において、NPO法人設立の登記（P157～158参照）をした後、速やかに次の書類を所轄庁に提出してください。

提出書類	部数	参 照 ページ	一般に閲覧 させる書類
設立登記完了届出書(様式第3号)	1	85	
登記事項証明書	1	—	
登記に関する書類の写し（登記事項証明書の写し）	2	—	○
設立の時の財産目録	2	129	○

Ⅲ 管理・運営

1 毎年行う書類の作成

(1) 毎年の書類の作成、備置き、閲覧

(根拠規定：法第 28 条)

法人は、毎事業年度初めの 3 ヶ月以内に、次に掲げる前事業年度の事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、法人の事務所に備え置かなければなりません。

法人は、社員その他の利害関係人から書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければなりません。

ア 毎事業年度作成する書類

作成書類	参 照 ページ
事業報告書	130
活動計算書	131～134 141～143
貸借対照表	135～136、 144
計算書類の注記	137～139
財産目録	140
年間役員名簿 ・前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿	145
前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿 ・氏名(法人にあっては法人名及び代表者名)及び住所又は居所を記載した書面	146

イ 事務所に備置き、閲覧させる書類

閲覧書類	参 照 ページ	毎事業年度 作成する書類
事業報告書	130	○
活動計算書	131～134 141～143	○
貸借対照表	135～136、144	○
計算書類の注記	137～139	○
財産目録	140	○
年間役員名簿	145	○
前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	146	○
役員名簿（最新のもの）	116	
定款（最新のもの）	101～114	
認証に関する書類の写し	—	
登記に関する書類の写し（登記事項証明書の写し）	—	

※ ただし、「事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の社員名簿」については、設立後、書類が作成されるまでの間は、設立の時の「事業計画書、活動予算書、財産目録」となります。

お知らせ

法人の書類について、次の場合、書面（紙）ではなく電磁的方法による保存、作成、閲覧が可能です。

- (ア) 設立時における財産目録の作成及び備置き
- (イ) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の社員名簿の作成及び備置き
- (ウ) 最新の役員名簿、最新の定款の備置き
- (エ) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の社員名簿、最新の役員名簿、最新の定款の閲覧
- (オ) 合併時における貸借対照表、財産目録の作成及び備置き

※ あくまで法人内部における書類の保存、作成、閲覧が電磁的方法でも可能になることを定めているものであり、書面による保存、作成、閲覧を妨げるものではありません。

また、令和5年3月1日から所轄庁への申請・届出・実績報告書等の提出は、従来どおりの書面による提出に加え、ウェブ報告システムによる提出も可能となりました。

【電磁的方法とは？】

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法

○ 保存

- ・最初からコンピュータ等に付随する記憶媒体（ハードディスク、CD-ROM、フロッピーディスク等）で作成し、保存する方法
- ・書面で保存しているものをスキャナで読み込みした画像情報を、NPO法人が使用するコンピュータ等に付随する記憶媒体で作成し、保存する方法

○ 作成

- ・NPO法人が使用するコンピュータ等に付随する記憶媒体で作成する方法

○ 閲覧

- ・閲覧する事項について、NPO法人の事務所に備え置くコンピュータ等の画面上に表示するか又は当該事項を記載した書面を表示する方法

ポイント

※平成28年の法改正を受けて、組合等登記令に定める登記事項から資産の総額が削除されました。

(2) 毎年の書類の提出

(根拠規定：法第 29 条、条例第 3 条、規則第 7 条)

法人は、毎事業年度初めの 3 か月以内に、次の書類を所轄庁に提出します。

2 部提出となっている書類は、所轄庁においての一般の方への情報公開用（閲覧用）として、提出していただくものです。（P182 参照）

書類の提出がない法人については、法第 80 条第 5 号に基づき過料事件通知書を、地方裁判所へ送付します。

また、3 年以上にわたって、事業報告書等の提出がない場合は、法第 43 条第 1 項に基づき、認証取消し処分となりますので、注意してください。

提出書類	部数	参 照 ページ	毎事業年度 毎に県に提 出する書類	所轄庁が 一般に閲覧 させる書類
事業報告書等提出書(様式第 8 号)	1	91	○	
前事業年度の事業報告書	2	130	○	○
前事業年度の活動計算書	2	131～134 141～143	○	○
前事業年度の貸借対照表	2	135～136、 144	○	○
計算書類の注記	2	137～139	○	○
前事業年度の財産目録	2	140	○	○
年間役員名簿 ・前事業年度において役員であったことがある者全員の 氏名及び住所又は居所並びに各役員についての前事 業年度における報酬の有無を記載した名簿	2	145	○	○
前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の 名簿 ・氏名(法人にあっては法人名及び代表者名)及び住所又 は居所を記載した書面	2	146	○	○
役員名簿（最新のもの）				○
定款（最新のもの）				○
認証に関する書類の写し				○
登記に関する書類の写し（登記事項証明書の写し）				○

(3) 毎年の書類の公告

(根拠規定：法第28条の2)

法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません。

公告書類	公告方法
貸借対照表	ア 官報に掲載する方法
	イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
	ウ 電子公告(法人のホームページほか、内閣府ポータルサイトを利用する方法を含む)
	エ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

※ 公告方法のア又はイに掲げる方法により公告をする場合には、当該貸借対照表の要旨を公告することとで足りる。(要旨：掲載金額の単位については「千円」とするなど適切な単位をもって公告するもの。)

※ 公告方法のウに掲げる方法により公告をする場合には、前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければなりません。

※ 公告方法のエに掲げる方法により公告をする場合には、当該公告の開始後1年を経過する日までの間、継続してしなければなりません。

【貸借対照表の公告の経過措置について】

○ 経過措置(適用対象)

- ・ 2号施行日以後に作成する貸借対照表は作成後遅滞なく公告
(改正法附則第4条第1項)・・・「●」

- ・ ただし、施行日(平成29年4月1日)前に作成、又は施行日から2号施行日の前日までに作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のもの(特定貸借対照表)は次のいずれかのときに公告

- 2号施行日以後に遅滞なく公告(同条第2項)・・・「☆」
- 2号施行日までに公告(同条第3項)・・・「★～☆の間」

特定貸借対照表は、「☆」又は「★～☆の間」のいずれかのときに公告するとともに、資産の総額についても登記が必要です。



お知らせ

電子公告を行う場合で、公告を中断しなければならない期間が生じた場合において、次の全てに該当するときは、公告の中断の効力に影響を及ぼしません。

- ・ 公告の中断が生じることにつき善意かつ重大な過失がないこと又は正当な事由があること。
- ・ 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- ・ 公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

2 役員の変更

(根拠規定：法第 23 条)

法人は、役員の新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓（又は改名）等があったときは、下記に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません。

提出書類	部数	参照 ページ	所轄庁が 一般に閲覧 させる書類
役員の変更等届出書(様式第 4 号)	1	86	
変更後の役員名簿	2	116	○
就任承諾及び誓約書の謄本 ※ 役員が新たに就任した場合のみ提出 ※ 任期満了とともに再任された場合は、提出不要 ※ 原本は団体で保管し、謄本（写し）を提出	1	117	
各役員の住所又は居所を証する書面(住民票の写し等) ※ 役員が新たに就任した場合のみ提出 ※ 任期満了とともに再任された場合は、提出不要 ※ 住民基本台帳ネットワークを利用できる場合は添付を省略できる。	1	—	

お知らせ

任期満了に伴って再任された場合であっても、任期毎に所轄庁への届出書の提出と登記が必要です。登記を忘れる団体が時々あるようです。いずれの手続きも忘れずに行うようにしてください。

3 定款の変更

登 記 必 要
P 21、p 161 参照

定款を変更しようとする場合は、変更事項について総会で議決が必要です。

総会では、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決が必要です。
ただし、定款に特別の定めがある場合は、定款の定めによります。

※ 変更の内容によって、手続きの方法が異なります。

(1) 定款変更の届出(軽微な変更)

(根拠規定：法第25条第6項、条例第2条の4、規則第6条)

軽微な変更とは以下のものをいいます。

- ア 所轄庁の変更を伴わない主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- イ 役員の定数
- ウ 資産に関する事項
- エ 会計に関する事項
- オ 事業年度
- カ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く）
- キ 公告の方法
- ク 法第11条第1項各号に掲げる事項以外の事項（任意的記載事項）

下記の書類を所轄庁に提出してください。

提出書類	部数	参照 ページ	所轄庁が 一般に閲覧 させる書類
定款変更届出書(様式第6号)	1	89	
定款変更を議決した議事録の謄本（原本は団体で保管し、謄本（写し）を提出	1	147（121）	
変更後の定款	2	101～114	○

お知らせ

主たる事務所の所在地が、岩手県内で移動する場合は、所轄庁の変更はありません。定款変更の届出をお願いします。

主たる事務所の所在地変更により申請窓口が変わる場合は、変更前の申請窓口に提出してください。その後、所轄庁側で、新たな所管局に法人の書類を移します。例：盛岡市から滝沢市に主たる事務所を変更する場合は、盛岡市に届出書を提出する。

(2) 定款変更の認証申請(軽微な変更以外で所轄庁の変更を伴わない場合)

(根拠規定：法第 25 条第 3 項及び第 4 項、条例第 2 条の 3、規則第 5 条)

軽微な変更以外の変更とは以下のものをいいます。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- エ 主たる事務所の所在地及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- オ 社員の資格の得喪に関する事項
- カ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- キ 会議に関する事項
- ク その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ケ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に限る）
- コ 定款の変更に関する事項

下記の書類を所轄庁に提出してください。

提出書類	部数	参 照 ページ	所轄庁が 一般に縦覧 させる書類
定款変更認証申請書(様式第 5 号)	1	87	
定款変更を議決した議事録の謄本（原本は団体で保管し、謄本（写し）を提出）	1	147（121）	
変更後の定款	2	101～114	○
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 ※特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他 の事業に関する事項に係る変更の場合のみ	2	124	○
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ※特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他 の事業に関する事項に係る変更の場合のみ	2	127～128	○

※ 申請書類中に不備があった場合、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものについては、所轄庁が当該申請書受理した日から一週間の間に限り、補正することができます。（p 11 参照）

ポイント

所轄庁では、定款変更に関する認証の申請において、申請に係る変更箇所のみを確認します。仮に申請に係る変更箇所以外の箇所に変更がなされたとしても、これに認証の効力が及ぶものではありません。

(3) 定款変更の認証申請

(軽微な変更以外で所轄庁の変更を伴う場合)

(根拠規定：法第 26 条)

下記の書類を変更前の所轄庁に提出してください。

書類の提出を受けた所轄庁は、変更後の所轄庁へ書類を送付し、変更後の所轄庁で、定款変更の認証(不認証)が行われます。

提出書類	部数	参 照 ページ	所轄庁が 一般に縦覧 させる書類
定款変更認証申請書（様式第 5 号）	1	87	
定款変更を議決した議事録の謄本（原本は団体で保管し、謄本（写し）を提出	1	147（121）	
変更後の定款	2	101～114	○
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 ※特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業に関する事項に係る変更の場合のみ	2	124	○
定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書 ※特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業の種類、その他の事業に関する事項に係る変更の場合のみ	2	127～128	○
役員名簿	2	116	○
確認書	1	119	
直近の法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿） ※事業報告書等の作成前は、事業計画書、活動予算書、設立当初の財産目録。	1	130～146	

※ 申請書類中に不備があった場合、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものについては、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間の間に限り、補正することができます。（p 11 参照）

ポイント

様式は、変更後の所轄庁の様式となります。

参照ページは、変更後の所轄庁が本県になる場合の例を掲載しています。

登 記 必 要 P 161 参 照	
----------------------	--

(4) 定款変更の登記をした場合（(1)～(3)共通）

（根拠法令：法第 25 条第 7 項、規則第 6 条第 3 項及び第 4 項）

下記の書類を所轄庁に提出してください。

提出書類	部数	参照 ページ	所轄庁が 一般に閲覧 させる書類
定款の変更の登記完了提出書(様式第 7 号)	1	90	
登記事項証明書	1	—	
登記に関する書類の写し（登記事項証明書の写し）	2	—	○

4 解散

(1) 解散（根拠規定：法第 31 条）

【解散事由】

- ア 社員総会の決議
- イ 定款で定めた解散事由の発生
- ウ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- エ 社員の欠亡
- オ 合併
- カ 破産
- キ 第 43 条の規定による設立の認証の取消し

(2) 解散認定申請（解散事由 (1) ウの場合）

（根拠規定：法第 31 条第 2 項及び第 3 項、規則第 8 条）

下記の書類を所轄庁に提出してください。

提出書類	部数	参照ページ
解散認定申請書(様式第 9 号)	1	92
目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面	1	—

(3) 解散の届出（解散事由 (1) ア、イ、エ、カの場合）

（根拠規定：法第 31 条第 4 項、規則第 9 条第 1 項）

下記の書類を所轄庁に提出してください。

提出書類	部数	参照ページ
解散届出書(様式第 10 号)	1	93
解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	—

※オの合併による場合は、P25 の合併をご参照ください。

(4) その他解散に伴う手続き

それぞれ次の書類を所轄庁に提出してください。

ア 清算中に清算人が就任した場合

(根拠規定：法第 31 条の 8、規則第 9 条第 2 項)

提出書類	部数	参照ページ
清算人就任届出書(様式第 11 号)	1	94
当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	—

イ 定款に残余財産を帰属すべき者に関する規定がなく、その財産を国又は地方公共団体に譲渡する場合

(根拠規定：法第 32 条第 2 項、規則第 10 条)

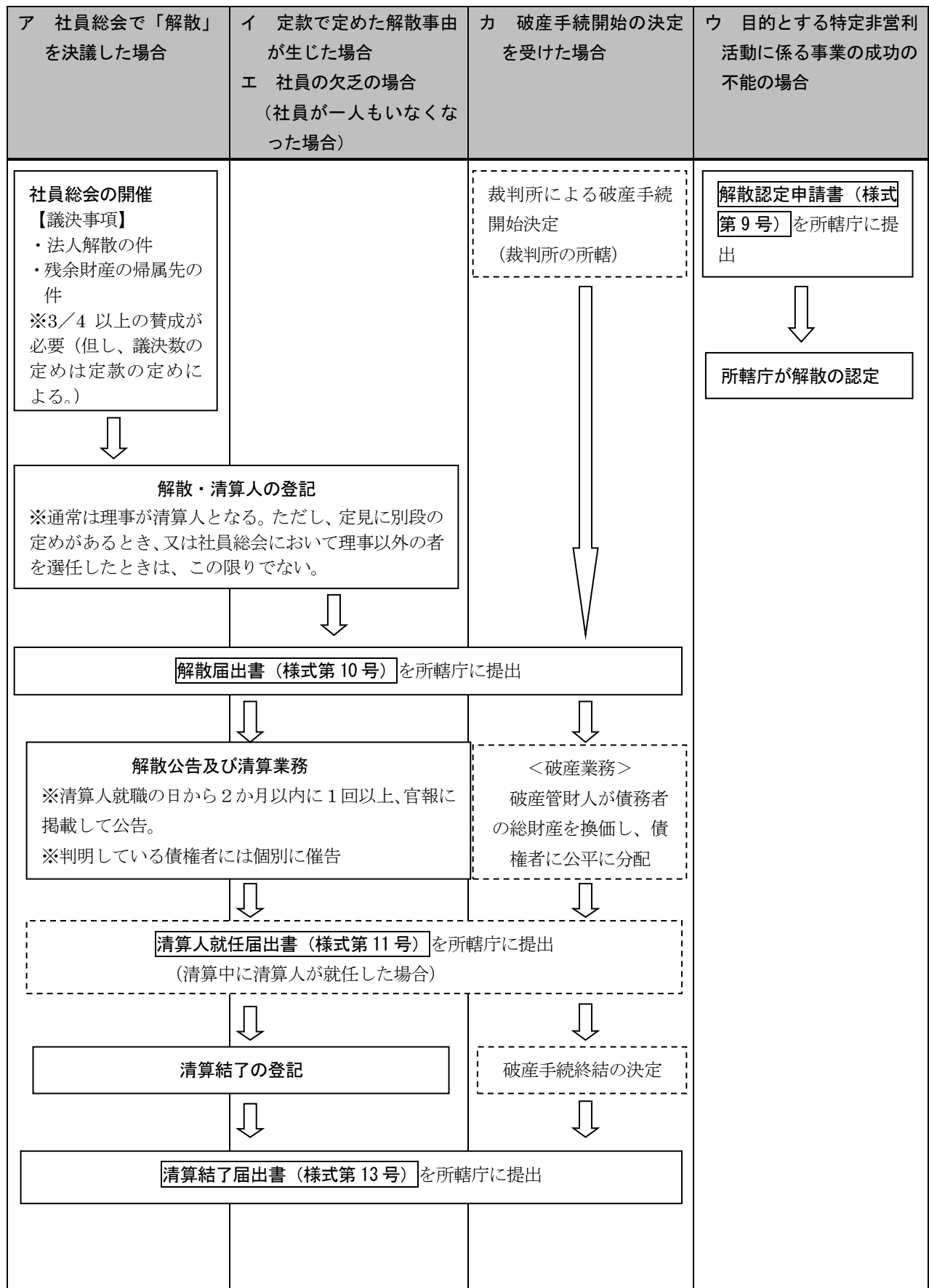
提出書類	部数	参照ページ
残余財産譲渡認証申請書(様式第 12 号)	1	95

ウ 清算が終了した場合

(根拠規定：法第 32 条の 3、規則第 11 条)

提出書類	部数	参照ページ
清算終了届出書(様式第 13 号)	1	96
清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書	1	—

【解散事由別の手続きの流れ】



5 合併

合併するためには、総会において、社員総数の4分の3以上の議決が必要です。
ただし、定款に特別の定めがある場合は、定款の定めによります。

(1) 合併認証申請

(根拠規定：法第34条第3項及び第4項、条例第5条、規則第12条)

下記の書類を所轄庁に提出してください。

提出書類	部数	参照 ページ	所轄庁が一般に 縦覧させる書類
合併認証申請書(様式第14号)	1	97	
合併の議決をした社員総会の議事録の謄本	1	(121～122)	
定款	2	101～114	○
役員名簿	2	116	○
就任承諾及び誓約書の謄本(原本は団体で保管し、謄本(写し)を提出)	1	117	
各役員の住所又は居所を証する書面(住民票の写し等) ※住民基本台帳ネットワークを利用できる場合は添付を省略できる。	1	—	
社員のうち10人以上の者の名簿	1	118	
確認書	1	119	
合併趣旨書	2	(120)	○
合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	(123～124)	○
合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	(125～128)	○

※ 申請書類中に不備があった場合、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものについては、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間の間に限り、補正することができます。(p11 参照)

登 記 必 要 P 161 参 照

(2) 合併登記完了後の提出書類

(根拠規定：法第39条第2項、条例第3条第2項、規則第7条第2項及び第14条)

提出書類	部数	参 照 ページ	所轄庁が一般に 閲覧させる書類
合併登記完了届出書(様式第15号)	1	98	
登記事項証明書	1	—	
登記に関する書類の写し(登記事項証明書の写し)	2	—	○
合併の時の財産目録	2	(129)	○

○特定非営利活動促進法〔平成十年三月二十五日号外法律第七号〕

平成 10 年 3 月 25 日 公布

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

（原則）

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

（名称の使用制限）

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

（その他の事業）

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

- 2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあつた年月日

二 特定添付書類に記載された事項

- 3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

- 4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
- 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成

立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

（財産目録の作成及び備置き）

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

（通常社員総会）

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

（臨時社員総会）

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

（社員総会の招集）

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

（社員総会の権限）

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

（社員総会の決議事項）

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（社員の表決権）

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

（表決権のない場合）

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

（社員総会の決議の省略）

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終結したものとみなす。

（役員の定数）

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員の親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員の欠員補充)

第二十二條 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第二十三條 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員の任期)

第二十四條 役員の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

(定款の変更)

第二十五條 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員の定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書在所轄庁に提出しなければならない。

第二十六條 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七條 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）

二 役員名簿

三 定款等

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

- 3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。
- 4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散の決議)

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- 2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。
- 4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除〔平成二三年五月法律五三号〕

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- 2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
- 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から

二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

- 2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関して行政庁の認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

- 2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除〔平成一八年六月法律五〇号〕

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

- 3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報

告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足る相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。
 - 一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）
 - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類
 - 三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- 一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額

（（１）に掲げる金額をいう。）のうちに寄附金等収入金額（（２）に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、（２）及び（３）に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

（１） 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この（１）において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

（２） 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

（３） 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち（２）に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうちに次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、（４）に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

（１） 会員等

（２） 特定の団体の構成員

（３） 特定の職域に属する者

（４） 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下

であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類（イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過し

ていないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠格事由）

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

- 一 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- 二 暴力団の構成員等
- 二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの
- 三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの
- 四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの
- 五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの
- 六 次のいずれかに該当するもの
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

（認定に関する意見聴取）

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長
- 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

（認定の通知等）

四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 名称
- 二 代表者の氏名
- 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 四 当該認定の有効期間

五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項

- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
 - 一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項及び第五項において同じ。）、役員名簿及び定款等
 - 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し
 - 三 認定に関する書類の写し

（名称等の使用制限）

- 第五十条** 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

（認定の有効期間及びその更新）

- 第五十一条** 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。
- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
 - 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
 - 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
 - 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

- 第五十二条** 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に）」とする。
- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければ

ばならない。

3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があった場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（役員報酬規程等の提出）

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び

所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

（役員報酬規程等の公開）

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

（認定の失効）

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

- 一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。
- 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

（特例認定）

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

- 2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

（特例認定の基準）

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
- 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。
- 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

（特例認定の有効期間）

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

（特例認定の失効）

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

- 一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。
- 二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
- 三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。
- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

（報告及び検査）

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定

非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

（勧告、命令等）

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視総監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

（その他の事業の停止）

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

（認定又は特例認定の取消し）

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

- 一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
- 四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

- 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

（所轄庁への意見等）

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

- 一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由
- 二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

（所轄庁への指示）

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合

には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

- 2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
- 3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

（情報の提供等）

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

（協力依頼）

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十三条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による提出、第五十六条（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定を適用する場合には、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規

定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項

（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

七 第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（平成十年十二月一日）から施行する。

（検討）

2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（経過措置）

3 （以下、略）

附 則（平成十一年法律第百五十一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。（以下、略）

附 則（平成十一年法律第百六十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律（中略）は、平成十三年一月六日から施行する。（以下、略）

附 則（平成十二年法律第百十一号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日（平成十二年六月七日）から施行する。（以下、略）

附 則（平成十三年法律第百三十八号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日（平成十三年十二月二十五日）から施行する。（以下、略）

附 則（平成十四年法律第七十九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。（以下、略）

附 則（平成十四年法律第百三十八号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。（以下、略）

附 則（平成十四年法律第百五十二号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。（以下、略）

附 則（平成十四年法律第百七十三号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際新法第五条第一項に規定するその他の事業（この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第五条第一項に規定する収益事業を除く。）を行っている特定非営利活動法人の当該その他の事業については、新法第十一条第一項（第十一号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る認証の基準については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人（特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。次項において同じ。）については、新法第十一条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る新法第二十七条第四号、第二十八条第一項及び第二十九条第一項並びに附則第二条第一項の規定の適用については、新法第二十七条第四号中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、新法第二十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、「前事業年度」とあるのは「前年」と、「翌々事業年度」とあるのは「その年の翌々年」と、新法第二十九条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、附則第二条第一項中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度」とあるのは「平成十六年一月一日（同日前に当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日）」と、「施行日前に開始した事業年度」とあるのは「平成十五年十二月三十一日（同日までに当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日の前日）までの期間」とする。

附 則（平成十五年法律第二十三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日（平成十五年四月九日）から施行する。（以下、略）

附 則（平成十六年法律第七十六号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。（以下、略）

附 則（平成十六年法律第百二十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。（以下、略）

附 則（平成十六年法律第四百四十七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（以下、略）

附 則（平成十六年法律第五百十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。（以下、略）

附 則（平成十六年法律第五百五十四号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成十六年十二月三十日）から施行する。（以下、略）

附 則（平成十七年法律第八十七号）（抄）

この法律は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。（以下、略）

附 則（平成十八年法律第五十号）（抄）

1 この法律は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。（以下、略）

附 則（平成二十年法律第九号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の公布の日（平成二〇年四月三〇日）から施行する。

附 則（平成二十年法律第二十三号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下、略）

附 則（平成二十年法律第二十六号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。（以下、略）

附 則（平成二十年法律第二十八号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日（平成二十年五月二日）から施行する。（以下、略）

附 則（平成二十三年五月二十五日法律第五十三号）

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二十二日法律第七十号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等及びこれに係る事務の引継ぎに関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この法律による改正前の特定非営利活動促進法（以下「旧特定非営利活動促進法」という。）の規定に基づいて旧特定非営利活動促進法第九条の所轄庁（次項において「旧所轄庁」という。）に対してされた申請等（申請、届出及び提出をいう。同項において同じ。）は、この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新特定非営利活動促進法」という。）第九条の所轄庁（同項において「新所轄庁」という。）に対してされたものとする。

2 旧所轄庁は、この法律の施行の際、新所轄庁となる都道府県の知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の長に対し、その事務の

遂行に支障が生じることのないよう、旧特定非営利活動促進法の規定に基づいてされた申請等に係る書類その他の資料を、適時かつ適切な方法で引き継ぐものとする。

（認証の申請に関する経過措置）

第三条 新特定非営利活動促進法第十条第一項の規定は、施行日以後に同項の認証の申請をする者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第十条第一項の認証の申請をした者の当該申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の規定にかかわらず、同号の活動予算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の収支予算書を添付することができる。

3 前項の規定により添付することができることとされる収支予算書は、新特定非営利活動促進法第十条第一項第八号の活動予算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

（役員名簿に関する経過措置）

第四条 特定非営利活動法人は、施行日以後最初に新特定非営利活動促進法第二十九条に掲げる書類を提出するとき（施行日以後に新特定非営利活動促進法第二十三条第一項の規定により変更後の役員名簿を添えて届け出た場合を除く。）は、役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。次項において同じ。）を併せて提出しなければならない。

2 前項の規定に違反して、役員名簿の提出を怠ったときは、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

（定款の変更に関する経過措置）

第五条 新特定非営利活動促進法第二十五条第三項及び第四項の規定は施行日以後に同条第三項の認証の申請をする特定非営利活動法人について、同条第六項の規定は施行日以後に同項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

2 新特定非営利活動促進法第二十五条第七項の規定は、施行日以後に同条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をする特定非営利活動法人について適用し、施行日前に旧特定非営利活動促進法第二十五条第三項の認証の申請又は同条第六項の届出をした特定非営利活動法人については、なお従前の例による。

（事業報告書等及び活動計算書に関する経過措置）

第六条 新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等及び役員名簿等については、なお従前の例による。

2 当分の間、特定非営利活動法人は、新特定非営利活動促進法第二十八条第一項の規定にかかわらず、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書に代えて、旧特定非営利活動促進法第二十七条第三号の収支計算書を作成し、備え置くことができる。

3 前項の規定により作成し、備え置くことができることとされる収支計算書は、新特定非営利活動促進法第二十七条第三号の活動計算書とみなして、新特定非営利活動促進法の規定を適用する。

4 新特定非営利活動促進法第二十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧特定非営利活動促進法第二十九条第一項に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等については、なお従前の例による。

（仮認定に関する経過措置）

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間に新特定非営利活動促進法第五十八条第二項の規定により準用する新特定非営利活動促進法第四十四条第二項の申請書を提出した特定非営利活動法人については、新特定非営利活動促進法第五十九条（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十九条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成二十三年六月二十四日法律第七十四号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二十三年八月三十日法律第百五号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十四年八月一日法律第五十三号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成二五年一一月二七日法律第八六号）（抄）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
〔平成二六年四月政令一六五号により、平成二六・五・二〇から施行〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二八年六月七日法律第七〇号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔平成二八年一二月政令三六九号により、平成二九・四・一から施行〕

- 一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日
- 二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下「新法」という。）第十条第二項及び第三項（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特

定非営利活動促進法（以下「旧法」という。）第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（事業報告書等に関する経過措置）

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

（貸借対照表の公告に関する経過措置）

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人（新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。）については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

（認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置）

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

（役員報酬規程等に関する経過措置）

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで（新法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）に掲げる書類については、なお従前の例による。

（助成金の支給に係る書類に関する経過措置）

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条（これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類については、なお従前の例による。

（海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項（旧法第六十二条において準用する場合を含む。）の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

（仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認

定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

（仮認定の申請に関する経過措置）

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

（地方税法及び租税特別措置法の一部改正）

第十一条 次に掲げる法律の規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

- 一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項ただし書及び第三百十七条の二第一項ただし書
- 二 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第一項及び第六十六条の十一の二第二項

（処分等の効力）

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第十四条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（政令への委任）

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動

- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

附 則 （令和二年一二月九日法律第七二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（認証の申請に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法（以下この条及び次条において「新法」という。）第十条第二項から第四項まで（これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合については、なお従前の例による。

（書類の提出に関する経過措置）

第三条 新法第五十五条第一項（新法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、新法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条・第六条 【略】

（政令への委任）

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（情報通信技術の利用のための措置）

第八条 政府は、この法律の施行後速やかに、特定非営利活動促進法に基づく事務又は業務に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、当該事務又は業務について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動

- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

2 特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）

平成 23 年 10 月 14 日 公布

（認定の基準となる寄附金等収入金額の割合）

第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合は、五分の一とする。

（判定基準寄附者の要件等）

第二条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額は、三千円とする。

2 法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める数は、百とする。

（小規模な特定非営利活動法人）

第三条 法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人（第五条第二項及び第三項において「小規模法人」という。）とは、実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における総収入金額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が八百万円未満で、かつ、当該実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が三千円以上である寄附者（当該申請に係る特定非営利活動法人の役員又は社員である者を除く。）の数が五十人以上である特定非営利活動法人をいう。

（実績判定期間の月数の計算方法）

第四条 法第四十五条第一項第一号ロ及び前条の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（国の補助金等がある場合における寄附金等収入金額の割合の計算方法等）

第五条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（1）に規定する国の補助金等をいう。以下この条において同じ。）がある場合における同号イに規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同号イ（2）に掲げる金額に達するまでの金額は、同号イに規定する寄附金等収入金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同号イに規定する経常収入金額に含めるものとする。

2 小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする場合における法第四十五条第一項第一号に掲げる基準については、同号イの規定にかかわらず、実績判定期間における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす小規模法人にあつては、同号及び第三号に掲げる金額の合計額）の占める割合が五分の一以上であることとすることができる。

一 総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

二 法第四十五条第一項第一号イ（2）に規定する受入寄附金総額から同号イ（2）に規定する一者当たり基準限度超過額の合計額を控除した金額

三 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち前号に掲げる金額に達するまでの金額

3 前項の規定の適用を受けようとする小規模法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における同項に規定する割合の計算については、当該国の補助金等の金額のうち同項第二号に掲げる金額に達するまでの金額は、同号に掲げる金額に含めることができる。この場合において、当該国の補助金等の金額は、同項第一号に掲げる金額に含めるものとする。

（合併特定非営利活動法人に関する法第四十四条及び第四十五条の規定の適用）

第六条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五

条の規定の適用については、法第四十四条第三項中「の末日」とあるのは「の末日（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）」と、「各事業年度」とあるのは「当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする。

2 前項に規定する場合において、当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

三 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

3 前二項の規定は、法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における同条及び法第四十五条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以降に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」及び「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあり、並びに前項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあるのは「合併」と、同項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

（認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用）

第七条 第一条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合について、第二条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額及び数について、第三条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人について、第四条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロ及びこの条において準用する第三条の月数の計算方法について、第五条の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める方法について、前条（第二項第二号及び第三号に係る部分を除く。）の規定は法第五十一条第五項において準用する法第四十六条に規定する政令で定める事項について、それぞれ準用する。この場合において、前条第一項中「と、法第四十五条第一項第八号中「その設立の日」とあるのは「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」とする」とあるのは「と」と、同条第二項中「法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号」とあるのは「法第五十一条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニ」と、同条第三項中「前項の」とあるのは「法第五十一条第五項において準用する前項の」と、それぞれ読み替えるものとする。

（特例認定特定非営利活動法人に関する法第五十八条及び第五十九条の規定の適用）

第八条 法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続し

た特定非営利活動法人で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における法第五十八条の規定の適用については、同条第二項中「五年」とあるのは「以前五年」と、「二年」とあるのは「二年」内に終了した」と、「二年」とあるのは「（当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併の日の前日。以下この項において同じ。）以前二年内に終了した当該特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の」とする。

- 2 前項に規定する場合において、法第五十九条第一号の規定による当該特定非営利活動法人の合併前の期間につき法第四十五条第一項第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第四十五条第一項第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 当該特定非営利活動法人及び合併によって消滅した各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

- 3 第一項に規定する場合において、法第五十九条第一号の規定により法第四十五条第一項第八号に掲げる基準に適合するか否かを判定する場合においては、同号中「その設立の日」とあるのは、「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日」と読み替えるものとする。

- 4 前三項の規定は、法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における法第五十八条及び第五十九条の規定の適用について準用する。この場合において、第一項中「当該末日の翌々日以後に合併をした場合にあっては、その合併」とあるのは「第五十八条第二項において準用する前項の申請書を提出しようとする日の前日において、設立後最初の事業年度が終了していない場合にあっては、その設立」と、同項中「当該特定非営利活動法人又は合併」とあり、第二項各号中「当該特定非営利活動法人及び合併」とあり、及び前項中「当該申請に係る特定非営利活動法人又は合併」とあるのは「合併」と、第二項中「合併前」とあるのは「設立前」と、それぞれ読み替えるものとする。

（認定特定非営利活動法人等の合併についての認定に関する技術的読替え等）

第九条 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第二項及び第三項、第四十五条並びに第四十九条の規定を準用する場合には、法第四十四条第二項ただし書中「次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人が次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する」と、同条第三項中「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち」と、「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは「二年」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第四十五条第一項中「前条第一項の認定の申請をした」とあるのは「第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第一号ロ及び第二号イ中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのは

「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人でないものの設立」と、同条第二項中「前条第一項の認定の申請をした」とあるのは「第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、「政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした」とあるのは「同項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が政令で定める小規模な特定非営利活動法人となる」と、法第四十九条第二項及び第三項中「当該認定に係る認定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項、法第五十九条及び法第六十二条において準用する法第四十九条の規定を準用する場合には、法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項中「第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の各事業年度のうち」と、「各事業年度」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人の各事業年度」と、法第五十九条中「前条第一項の特例認定の申請をした」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同条第二号中「その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものが、その設立の日」と、同条第三号中「第四十四条第一項」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものが、第四十四条第一項」と、法第六十二条において準用する法第四十九条第二項及び第三項中「当該認定に係る認定特定非営利活動法人」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 3 法第六十三条第五項の規定により法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
- 一 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号、第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。
 - 二 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する

各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

三 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも実績判定期間中に法第四十四条第一項の認定又は法第五十八条第一項の特例認定を受けていた期間が含まれるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

4 法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定により法第四十五条第一項第二号及び第八号に掲げる基準に適合するか否かを判定する場合においては、同項第二号イ中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した」と、同項第八号中「前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日」と、「その設立」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）であって特例認定特定非営利活動法人でないものの設立」と、それぞれ読み替えるものとする。

5 法第六十三条第五項の規定により法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第三項の規定を準用する場合において、法第六十三条第五項において準用する法第五十九条第一号の規定による合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人。以下この項において同じ。）の実績判定期間につき法第四十五条第一項第二号、第四号ハ及びニ並びに第九号に掲げる基準に適合するか否かの判定は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

一 法第四十五条第一項第二号並びに第四号ハ及びニに掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人を一の法人とみなして判定すること。

二 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分を除く。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人のそれぞれについて判定すること。

三 法第四十五条第一項第九号（同項第五号ロに係る部分に限る。）に掲げる基準 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（いずれも特例認定特定非営利活動法人であるものに限る。）のそれぞれについて判定すること。

6 第一条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イに規定する政令で定める割合について、第二条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロに規定する政令で定める額及び数について、第三条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める小規模な特定非営利活動法人について、第四条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号ロ及びこの項において準用する第三条の月数の計算方法について、第五条の規定は法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第二項に規定する政令で定める方法について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第一項中「法第四十四条第一項の認定を受けようとする」とあるのは「法第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する」と、同条第二項中「小規模法人が法第四十四条第一項の認定を受けようとする」とあるのは「法第六十三条第一項の認定の申請に係る合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人が小規模法人となる」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(組合等登記令の一部改正)

第二条 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この政令の施行の際現に代表権の範囲又は制限に関する定めがある特定非営利活動法人は、この政令の施行の日から六月以内に、当該定めに関する事項の登記をしなければならない。

2 前項の特定非営利活動法人は、同項に定める事項の登記をするまでに他の登記をするときは、当該他の登記と同時に、同項に定める事項の登記をしなければならない。

3 第一項に定める事項の登記をするまでに同項に定める事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該変更に係る登記と同時に、変更前の事項の登記をしなければならない。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第四条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の二十三第一項の規定は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号。次項において「改正法」という。）附則第九条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第一項に規定する認定特定非営利活動法人である法人のこの政令の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2 改正法の施行の日前に改正法附則第九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人（同日以後に改正法附則第十条第二項の規定に基づきなお従前の例により旧租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けた法人を含む。）に係る前条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第三十九条の二十三第十四項の書類の同項の規定による閲覧については、なお従前の例による。

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部改正)

第六条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二八年一二月七政令第三七〇号〕

この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律〔平成二八年六月法律第七〇号〕の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則〔令和二年三月二七政令第六五号〕

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前に特定非営利活動促進法第四十四条第一項若しくは第六十三条第一項若しくは第二項の認定の申請又は同法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請をした者のこれらの申請に係る認定又は有効期間の更新の基準については、なお従前の例による。

3 特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）

平成 23 年 10 月 14 日 公布

第一章 特定非営利活動法人

（公表の方法）

第一条 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用とする。ただし、インターネットの利用に代えて、公報に掲載する方法により公表することができる。

（電磁的方法）

第一条の二 法第十四条の七第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的記録）

第二条 法第十四条の九第一項に規定する内閣府令で定めるものは、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

（役員の欠格事由のうち内閣府令で定めるもの）

第二条の二 法第二十条第六号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（所轄庁の変更に伴う事務の引継ぎ）

第三条 法第二十六条第三項の規定による事務の引継ぎは、所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証を受けた特定非営利活動法人に係る法の規定に基づく事務について行うものとする。

2 都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の長は、所轄庁の変更を伴う定款の変更を認証したときは、遅滞なく、変更前の所轄庁に当該定款の変更を認証したことを通知するものとする。ただし、変更前の所轄庁が法第五十三条第三項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の都道府県知事であるときは、この限りでない。

（貸借対照表の公告）

第三条の二 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であって内閣府令で定めるものは、第一条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

2 法第二十八条の二第一項第四号に規定する措置として内閣府令で定める方法は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

3 前項の方法による公告は、当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。

第二章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

（寄附金等収入金額に会費の一部を加えることができる特定非営利活動法人の要件）

第四条 法第四十五条第一項第一号イに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- 二 社員（役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の関係（第十六条に規定する関係をいう。第八条及び第三十二条第一項第四号において同じ。）のある者を除く。）の数が二十人以上であること。

（総収入金額から控除されるもの）

第五条 法第四十五条第一項第一号イ（１）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国の補助金等（法第四十五条第一項第一号イ（１）に規定する国の補助金等をいう。）
- 二 委託の対価としての収入で国等（法第四十五条第一項第一号イ（１）に規定する国等をいう。）から支払われるもの
- 三 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- 四 資産の売却による収入で臨時的なもの
- 五 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により受け入れた寄附金又は贈与者の被相続人に係る相続の開始があったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部若しくは一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額（法第四十五条第一項第一号イ（２）に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七条第一号において同じ。）に相当する部分
- 六 実績判定期間（法第四十四条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの
- 七 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金
（同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額）

第六条 法第四十五条第一項第一号イ（２）に規定する内閣府令で定める金額は、同号イ（２）に規定する受入寄附金総額の百分の十（寄附者が法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人である場合にあっては、受入寄附金総額の百分の五十）に相当する金額とする。

（受入寄附金総額から控除される寄附金の額）

第七条 法第四十五条第一項第一号イ（２）に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。

- 一 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額
- 二 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たない場合の当該合計額
- 三 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附金以外の寄附金の額

（役員が寄附者である場合の金額の算出方法の特例）

第八条 法第四十五条第一項第一号イ（１）及び（２）に掲げる金額を算出する場合において、役員が寄附者であって、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者があるときは、これらの者は当該役員と同一の者とみなす。

（判定基準寄附者について明らかにすべき事項）

第九条 法第四十五条第一項第一号ロに規定する内閣府令で定める事項は、寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所とする。

（事業活動のうちにその対象が会員等である活動等の占める割合）

第十条 法第四十五条第一項第二号に規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに同号イ、ロ、ハ又はニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

（会員に類するもの）

第十一条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等（法第四十五条第一項第二号イに規定する資産の譲渡等をいう。以下同じ。）を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該申請に係る特定非営利活動法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であって、当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

二 当該申請に係る特定非営利活動法人の役員

（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者）

第十二条 法第四十五条第一項第二号イに規定する当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものは、当該申請に係る特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該申請に係る特定非営利活動法人の活動に関係しない者とする。

（その対象が会員等である資産の譲渡等から除かれる活動）

第十三条 法第四十五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める活動は、次に掲げるものとする。

一 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として当該資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね百分の十程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（次号において「付随費用の実費相当額」という。）以下のものを会員等（法第四十五条第一項第二号イに規定する会員等をいう。以下同じ。）から得て行うもの

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が行う役務の提供で、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第一項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額を会員等が当該申請に係る特定非営利活動法人に支払う当該役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

三 法別表第十九号に掲げる活動又は同表第二十号の規定により同表第十九号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする特定非営利活動法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限る。）に対する助成

（その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動から除かれる活動）

第十四条 法第四十五条第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める活動は、前条第三号に掲げる活動とする。

（特定の地域）

第十五条 法第四十五条第一項第二号ロ（４）に規定する内閣府令で定める地域は、一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び指定都市にあっては、区）の区域の一部で地縁に基づく地域とする。

（特殊の関係）

第十六条 法第四十五条第一項第三号イ（１）に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- 二 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- 三 前二号に掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（特定の法人との関係）

第十七条 法第四十五条第一項第三号イ（２）に規定する内閣府令で定める関係は、一の者（法人に限る。）が法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における当該一の者と当該法人との間の関係（以下この条において「直接支配関係」という。）とする。この場合において、当該一の者及びこれとの間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人又は当該一の者との間に直接支配関係がある一若しくは二以上の法人が他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するときは、当該一の者は当該他の法人の発行済株式等の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなす。

（役員又は使用人である者との特殊の関係）

第十八条 法第四十五条第一項第三号イ（２）に規定する内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員又は使用人である者」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

（特定の者の数の役員の総数のうちに占める割合の基準の適合に関する判定）

第十九条 法第四十五条第一項第三号イに掲げる基準に適合するか否かの判定に当たっては、当該特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由により当該基準に適合しないこととなった場合において、その後遅滞なく当該基準に適合していると認められるときは、当該基準に継続して適合しているものとみなす。

（取引の記録並びに帳簿及び書類の保存）

第二十条 法第四十五条第一項第三号ハの規定による取引の記録並びに帳簿及び書類の保存は、法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五十三条から第五十九条までの規定に準じて行うものとする。

（不適正な経理）

第二十一条 法第四十五条第一項第三号ニに規定する内閣府令で定める経理は、当該特定非営利活動法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

（役員、社員、職員若しくは寄附者等との特殊の関係）

第二十二条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める特殊の関係は、第十六条第二号中「役員」とあるのを「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」と読み替えた場合における同条各号に掲げる関係とする。

（特定の者と特別の関係がないものとされる基準）

第二十三条 法第四十五条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等（役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と前条に規定する特殊の関係のある者をいう。以

下この項並びに第三十二条第一項第三号ロ及び第五号において同じ。) に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。

二 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。

三 役員等に対し役員の選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。

四 営利を目的とした事業を行う者、法第四十五条第一項第四号イ(1)、(2)若しくは(3)に掲げる活動を行う者又は同号イ(3)に規定する特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

(特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合に準ずる割合)

第二十四条 法第四十五条第一項第四号ハに規定する内閣府令で定める割合は、実績判定期間において、当該申請に係る特定非営利活動法人の行った事業活動に係る従事者の作業時間数その他の合理的な指標により当該事業活動のうちに特定非営利活動が占める割合を算定する方法により算定した割合とする。

(小規模法人に関する特例)

第二十五条 特定非営利活動促進法施行令(次項において「令」という。)第五条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、第四条各号に掲げるものとする。

2 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五条第一号から第五号までに掲げるものとする。

(認定に関する意見聴取)

第二十六条 所轄庁が、法第四十七条第四号に掲げる事由の有無について、法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときは、当該申請に係る特定非営利活動法人から提出された滞納処分に係る国税又は地方税の納税証明書を示して行うものとする。

(所轄庁以外の関係知事に対する認定の通知等)

第二十七条 法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該認定に係る特定非営利活動法人の次に掲げる事項とする。

一 名称

二 代表者の氏名

三 主たる事務所及び法第四十九条第三項の通知を受ける所轄庁以外の関係知事(同項に規定する所轄庁以外の関係知事をいう。以下同じ。)の管轄する区域内に所在するその他の事務所の所在場所及び電話番号(ファクシミリの番号を含む。)その他の連絡先

四 当該認定の有効期間

2 法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第一号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

(認定の有効期間の更新の届出)

第二十八条 法第五十一条第五項において準用する法第四十九条第四項(第一号に係る部分を除く。)の規定による同項第二号及び第三号に掲げる書類の提出は、様式第二号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

(認定の有効期間の更新に関する認定特定非営利活動法人の認定に係る規定の準用)

第二十九条 第四条から第二十六条までの規定は、法第五十一条第二項の有効期間の更新について準用する。

(所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証の申請の添付書類)

第三十条 法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 法第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項第一号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる添付書類の写し

- 二 認定に関する書類の写し
- 三 法第五十五条第一項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類の写し
- 四 法第五十五条第二項の規定により所轄庁に提出した直近の法第五十四条第三項の写し

（定款の変更の通知等）

第三十一条 所轄庁は、法第五十三条第三項の通知をしようとするときは、当該認定特定非営利活動法人の第二十七条第一項各号に掲げる事項について通知するものとする。

- 2** 法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第三号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

（認定特定非営利活動法人がその事務所に備え置くべき書類）

第三十二条 法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - 二 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - 三 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
 - ロ 役員等との取引
 - 四 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - 五 役員等に対する報酬又は給与の状況
 - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）
 - ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - 六 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - 七 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- 2** 法第五十四条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、法第四十五条第一項第三号（ロに係る部分を除く。）、第四号イ及びロ、第五号並びに第七号に掲げる基準に適合している旨並びに法第四十七条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類とする。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

（所轄庁以外の関係知事への書類の提出）

第三十三条 法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第四号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

- 2** 法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の規定による法第四十九条第四項各号に掲げる書類の提出は、様式第五号により作成した提出書を法第六十二条において準用する法第五十三条第四項の都道府県知事に提出してするものとする。

（特例認定特定非営利活動法人に関する認定特定非営利活動法人に係る規定の準用）

第三十四条 第二十六条の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第四十七条第四号に掲げる事由の有無につき法第六十二条において準用する法第四十八条第二号に定める者の意見を聴くときについて、第二十七条の規定は法第六十二条において準用する法第四十九条第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第三十条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第三項に規定する内閣府令で定める書類について、第三十一条第一項の規定は所轄庁が法第六十二条において準用する法第五十三条第三項の通知をしようとするときに

ついて、第三十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十四条第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項について、それぞれ準用する。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

(合併の認定の通知等)

第三十五条 法第六十三条第一項の認定又は同条第二項の認定の申請を受けた所轄庁は、直ちに、合併によって消滅する各特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事又は指定都市の長にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により通知をした所轄庁は、同項の通知に係る申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を同項の通知を受けた都道府県の知事又は指定都市の長に通知するものとする。

3 法第六十三条第五項において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第六号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

4 法第六十三条第五項において準用する法第六十二条において準用する法第四十九条第四項の規定による同項各号に掲げる書類の提出は、様式第七号により作成した提出書を所轄庁以外の関係知事に提出してするものとする。

5 第四条から第二十七条までの規定は、法第六十三条第一項の認定及び同条第二項の認定について準用する。この場合において、第十条、第十一条各号、第十二条、第十三条第一号及び第二号、第二十四条並びに第二十六条中「当該申請に係る」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立した」と、同条中「滞納処分」とあるのは「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）の滞納処分」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(特定非営利活動促進法施行規則等の廃止)

第二条 次に掲げる内閣府令は、廃止する。

一 特定非営利活動促進法施行規則（平成十年総理府令第四十三号）

二 特定非営利活動促進法第二十六条第三項の事務の引継ぎに関する内閣府令（平成十年総理府令第四十四号）

三 内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第三十一号）

(経過措置)

第三条 第三条の規定は、この府令の施行の日以後に行われた定款の変更の認証について適用し、同日前に行われた定款の変更の認証については、なお従前の例による。

2 法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令（第四項において「旧効力法人税法施行令」という。）第七十七条第一項第二号及び第三号に掲げる法人から受け入れる寄附金がある特定非営利活動法人に係る第六条の規定の適用については、同条中「第七十七条各号」とあるのは、「第七十七条各号若しくは法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令第七十七条第一項第二号若しくは第三号」とする。

3 旧認定特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人をいう。第五項において

同じ。)から受け入れる寄附金がある特定非営利活動法人に係る第六条の規定の適用については、同条中「認定特定非営利活動法人」とあるのは、「認定特定非営利活動法人若しくは特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人」とする。

4 旧効力法人税法施行令第七十七条第一項第三号に掲げる法人を会員等とする特定非営利活動法人に係る第十三条第三号の規定の適用については、同号中「公益財団法人である会員等」とあるのは、「公益財団法人である会員等、法人税法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第百五十六号)附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の法人税法施行令第七十七条第一項第三号に掲げる法人である会員等」とする。

5 旧認定特定非営利活動法人を会員等とする特定非営利活動法人に係る第十三条第三号の規定の適用については、同号中「認定特定非営利活動法人」とあるのは、「認定特定非営利活動法人若しくは特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十号)附則第十条第四項に規定する旧認定特定非営利活動法人」とする。

附 則 [平成二八年三月三十一日内閣府令第二二号]

この府令は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 [平成二九年一月三十一日内閣府令第一号]

この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十九年四月一日)から施行する。ただし、第三条の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 [令和元年六月二七日内閣府令第一五号]

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 [令和元年一二月二九日内閣府令第四二号]

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施行する。

附 則 [令和二年三月二七日内閣府令第一六号]

(施行期日)

1 この府令は、特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第六十五号)の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行前に特定非営利活動促進法第四十四条第一項若しくは第六十三条第一項若しくは第二項の認定の申請又は同法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請をした者のこれらの申請に係る認定又は有効期間の更新の基準については、なお従前の例による。

附 則 [令和二年一二月二五日内閣府令第八一号]

(施行期日)

第一条 この府令は公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 [令和三年五月三十一日内閣府令第三三号]

(施行期日)

第一条 この府令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(令和二年法律第七十二号)の施行の日(令和三年六月九日)から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令による改正後の特定非営利活動促進法施行規則第三十二条第五号の規定は、法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人又は同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人（以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。）が施行日以後に開始する事業年度において作成すべき書類について適用し、認定特定非営利活動法人等が施行日前に開始した事業年度において作成すべき書類については、なお従前の例による。

（様式略）

4 特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例

平成10年10月21日

条例第47号

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2章、第3章及び第5章の規定の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地
- (2) 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- (3) その他知事の定める事項

2 法第10条第1項第2号ハに規定する住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し
- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微なものは、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものとする。

4 法第10条第4項の規定に基づき補正をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出するものとする。

- (1) 補正の内容
- (2) 補正の理由

(社員総会の議事録)

第2条の2 社員総会の議事については、規則で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(定款の変更の認証申請)

第2条の3 法第25条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 定款の変更の内容
- (2) 定款の変更の理由

(定款の変更の届出)

第2条の4 法第25条第6項の規定により届出をしようとする特定非営利活動法人は、前条各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出するものとする。

(事業報告書等の提出)

第3条 法第29条の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第4条 法第30条の規定による閲覧及び謄写は、知事が定める場所において行うものとする。

2 法第30条の規定により事業報告書等、役員名簿又は定款等の謄写の請求をした者は、知事が定める額の当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(合併の認証申請)

第5条 法第34条第3項の認証を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

- (2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的
- (3) その他知事の定める事項

2 第2条第2項の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

(認定の申請)

第6条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 事業年度
- (4) その他知事の定める事項

(認定の有効期間の更新申請)

第7条 法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 認定の有効期間
- (3) 事業年度
- (4) その他知事の定める事項

(その他の事務所が所在する法人の定款の変更の届出)

第8条 法第52条第2項に規定する書類を提出しようとする認定特定非営利活動法人は、当該書類を添付した提出書を知事に提出するものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第9条 法第55条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

(助成金支給書類等の提出)

第10条 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、法第54条第3項の書類を知事に提出するものとする。

(役員報酬規程等の閲覧及び謄写)

第11条 法第56条の規定による閲覧及び謄写は、知事が定める場所において行うものとする。

- 2** 第4条第2項の規定は、法第56条の規定による謄写について準用する。この場合において、同項中「第30条」とあるのは「第56条」と、「事業報告書等、役員名簿又は定款等」とあるのは「法第44条第2項第2号若しくは第3号に掲げる書類又は法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類」と読み替えるものとする。

(特例認定の申請)

第12条 法第58条第1項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 事業年度
- (4) その他知事の定める事項

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第13条 第8条から第11条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第8条中「第52条第2項」とあるのは「第62条において準用する法第52条第2項」と、第9条中「第55条第1項」とあるのは「第62条において準用する法第55条第1項」と、第10条中「第54条第3項」とあるのは「第62条において準用する法第54条第3項」と、第11条中「第56条」とあるのは「第62条において準用する法第56条」と読み替えるものとする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の準用)

第14条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）の規定は、法第10条第1項（法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、法第12条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による通知、法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出、法第23条第1項の規定による届出、法第25条第4項の規定による提出、同条第6項の規定による届出及び同条第7項の規定による提出、法第29条の規定による提出、法第30条の規定による閲覧、法第31条第3項の規定による提出、法第34条第4項の規定による提出、法第43条第4項（法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による交付、法第44条第2項（法第51条第5項、第58条第2項（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出、法第49条第1項（法第51条第5項、第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）、第63条第5項及び第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び法第49条第4項（法第51条第5項、第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による提出、法第52条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出、法第53条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出、法第55条第1項及び第2項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出並びに法第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について準用する。この場合において、同条例の規定中「条例等」とあり、及び「他の条例等」とあるのは「法」と、同条例第2条第1号中「条例、規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程（以下「企業管理規程」という。）」とあるのは「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」と読み替えるものとする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の準用)

第15条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、法第28条第1項の規定による作成及び備置き、同条第2項の規定による備置き並びに同条第3項の規定による閲覧、法第35条第1項の規定による作成及び備置き、法第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、法第52条第4項及び第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、法第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、法第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに法第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について準用する。この場合において、同条例の規定中「条例等」とあり、及び「他の条例等」とあるのは「法」と、同条例第2条第2号中「条例及び条例に基づく規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）」とあるのは「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」と読み替えるものとする。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、法第2章、第3章及び第5章の規定並びにこの条例の実施のための手続その他これらの執行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月19日条例第20号）

- 1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人（特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。）についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係るこの条例による改正後の第3条第1項及び第2項の表第3号の規定の適用については、これらの規定中「毎事業年

度」とあるのは、「毎年」とする。

附 則（平成17年 7 月11日条例第52号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月17日条例第50号）

この条例は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月30日条例第 9 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月27日条例第28号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月28日条例第14号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月29日条例第12号）

この条例は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 25 日条例第 45 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

5 特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則

平成 10 年 11 月 30 日
規 則 第 1 5 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例(平成 10 年岩手県条例第 47 号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第2条 条例第 2 条第 1 項に規定する申請書は、別に定める様式による設立認証申請書によるものとする。

- 2 条例第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。
- 3 条例第 2 条第 2 項各号に掲げる書面は、申請の日前 6 月以内に作成されたものとする。
- 4 条例第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 30 条の 11 第 1 項の規定により地方公共団体情報システム機構(同法第 30 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。第 4 条第 2 項において同じ。)から当該役員に係る本人確認情報(同法第 30 条の 6 第 1 項に規定する本人確認情報をいう。以下この項及び第 4 条第 2 項において同じ。)の提供を受けるとき、又は同法第 30 条の 15 第 1 項の規定により当該本人確認情報を利用するときは、第 1 項の申請書に添付することを要しないものとする。
- 5 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項に掲げる書類のうち、同項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げるものには、それぞれ副本 1 通を添えるものとする。
- 6 条例第 2 条第 4 項に規定する補正書は、別に定める様式によるものとする。
- 7 前項の補正書には、法第 10 条第 1 項に掲げる書類のうち、当該補正に係る補正後の書類を添付するものとする。
- 8 前項の書類のうち、法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げるものについては、それぞれ副本 1 通を添えるものとする。

(設立登記の届出)

第3条 法第 13 条第 2 項の規定による届出は、別に定める様式による設立登記完了届出書を知事に提出してするものとする。

- 2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し 2 通を、法第 14 条の財産目録には副本 1 通を、それぞれ添えるものとする。

(社員総会の議事録)

第3条の2 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録(法第 14 条の 9 に規定する電磁的記録をいう。)をもって作成しなければならない。

- 2 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 社員総会が開催された日時及び場所
 - (2) 社員総会に出席した者の数
 - (3) 社員総会の議事の経過の概要及び議決の結果
- 3 法第 14 条の 9 の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
 - (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員の変更等の届出)

第4条 法第23条第1項の規定による届出は、別に定める様式による役員の変更等届出書を知事に提出してするものとする。

2 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における条例第2条第2項第1号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第30条の11第1項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第30条の15第1項の規定により当該本人確認情報を利用するときは、前項の届出書に添付することを要しないものとする。

3 法第23条第2項の規定の適用を受ける場合における第2条第3項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

4 第1項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添えるものとする。

(定款の変更の認証申請)

第5条 条例第2条の3に規定する申請書は、別に定める様式による定款変更認証申請書によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類及び直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

3 法第25条第3項の規定の適用を受ける場合における第2条第6項から第8項までの規定の適用については、第7項中「法第10条第1項に掲げる」とあるのは「法第25条第4項及び第26条第2項に規定する」と、第8項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げるもの」とあるのは「変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第10条第1項第2号イの書類」とする。

(定款の変更の届出)

第6条 条例第2条の4に規定する届出書は、別に定める様式による定款変更届出書によるものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本1通を添えるものとする。

3 法第25条第7項の規定による書類の提出は、別に定める様式による定款の変更の登記完了提出書を知事に提出してするものとする。

4 前項の規定による登記事項証明書の提出をするときは、当該登記事項証明書の写し2通を添えるものとする。

(事業報告書等の提出)

第7条 法第29条の規定による書類の提出は、同条に規定する書類を添付した別に定める様式による事業報告書等提出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の規定により書類の提出をするときは、当該書類の副本1通を添えるものとする。

(費用負担の額)

第7条の2 条例第4条第2項（条例第11条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の知事が定める額は、別表に定めるとおりとする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第8条 法第31条第2項の規定による認定の申請は、同条第3項の書面を添付した別に定める様式による解散認定申請書を知事に提出してするものとする。

(解散の届出等)

第9条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した別に定める様式による解散届出書を知事に提出してするものとする。

2 法第31条の8の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した別に定める様式による清算人就任届出書を知事に提出してするものとする。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第10条 清算人は、法第32条第2項に規定する認証を受けようとするときは、別に定める様式

による残余財産譲渡認証申請書を知事に提出するものとする。

（清算終了の届出）

第11条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書添付した別に定める様式による清算終了届出書を知事に提出してするものとする。

（合併の認証申請）

第12条 条例第5条第1項に規定する申請書は、別に定める様式による合併認証申請書によるものとする。

2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の申請書に添付する書面について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の申請書」とあるのは、「第12条第1項の申請書」と読み替えるものとする。

3 法第34条第3項の規定の適用を受ける場合における第2条第6項から第8項までの規定の適用については、第7項中「法第10条第1項」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第1項」と、第8項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号」とする。

（合併の場合の貸借対照表等の備置き等）

第13条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

（合併登記の届出）

第14条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項に規定する届出書は、別に定める様式による合併登記完了届出書によるものとする。

2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記事項証明書にはその写し2通を、法第39条第2項において準用する法第14条の財産目録には副本1通を、それぞれ添えるものとする。

（認定の申請）

第15条 条例第6条に規定する申請書は、別に定める様式による認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書によるものとする。

（認定の有効期間の更新申請）

第16条 条例第7条に規定する申請書は、別に定める様式による認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書によるものとする。

（認定特定非営利活動法人の定款の変更等）

第17条 条例第8条（条例第13条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する提出書は、別に定める様式による認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の定款変更の認証を受けた場合の提出書によるものとする。

（認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出）

第18条 法第53条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別に定める様式による認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の代表者変更届出書を知事に提出してするものとする。

（役員報酬規程等の提出）

第19条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、同項に規定する書類を添付した別に定める様式による認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の役員報酬規程等提出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の提出書に添付する書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

3 他の都道府県知事が所管する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人のうち、県の区域内にその他の事務所を設置するものが第1項の規定により書類を提出するときは、前項の規定は適用しない。

（助成金支給書類等の提出）

第20条 条例第10条（条例第13条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書類の提出は、別に定める様式による認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）が助成金の支給を行った場合の実績の提出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の提出書には、副本 1 通を添えるものとする。

（特例認定の申請）

第21条 条例第12条に規定する申請書は、別に定める様式による特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書によるものとする。

（合併の認定の申請）

第22条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第12条第1項の申請書の提出に併せて、別に定める様式による特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書を知事に提出するものとする。

（知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用）

第23条 知事に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第26号）の規定は、条例第14条において読み替えて準用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第33号）の規定を適用する場合について準用する。

（知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の準用）

第24条 知事の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年岩手県規則第72号）の規定は、条例第15条において読み替えて準用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年岩手県条例第52号）の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	別表第1の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による書面の保存	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。第4条において同じ。）、第28条第1項及び第2項、第35条第1項、第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び法第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。第4条において同じ。）の規定による備置き
第4条	別表第2の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による作成	法第14条、第28条第1項、第35条第1項並びに第54条第2項及び第3項の規定による作成
第6条	別表第3の左欄に掲げる条例等の同表の右欄に掲げる規定による縦覧等	法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）、第52条第4項及び第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）並びに第54条第4項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧

附 則

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日規則第51号抄）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第19号）

この規則は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 4 日規則第 3 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 17 年 7 月 11 日規則第 72 号）

- 1 この規則は、平成 17 年 7 月 11 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 16 日規則第 81 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 19 年 3 月 9 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 11 月 28 日規則第 84 号）

- 1 この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県規則（以下「改正前規則」という。）の様式による申請書等は、この規則による改正後の当該岩手県規則の様式による申請書等とみなす。
- 3 改正前規則の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 24 年 3 月 27 日規則第 11 号）

- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、表 2 の項の改正部分は、同年 7 月 9 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 27 年 9 月 29 日規則第 81 号）

この規則は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日規則第 25 号）

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和元年 6 月 28 日規則第 6 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 8 日規則第 49 号）

この規則は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 21 日規則第 4 号）

この規則は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 23 日規則第 55 号）

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第7条の2関係）

区 分		単 位	金 額
1 乾式の複写機による写し（日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき	10円 （両面に複写した場合にあっては、20円）
	カラー	1枚につき	40円 （両面に複写した場合にあっては、80円）
2 1に掲げる以外の写し		1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

岩手県知事

様

申請者 住所又は居所
氏名
電話番号

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考 1 「主たる事務所の所在地」及び「その他の事務所の所在地」の記載については、事務所の所在地の町名及び番地まで記載してください。

2 次の書類（特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則第 2 条第 4 項の規定の適用を受ける場合にあっては、(4)の書類を除く。）を添付してください。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
- (3) 各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面
- (5) 社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
- (6) 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
- (7) 設立趣旨書
- (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(A 4)

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P 9 参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

申請者の住所若しくは居所

又は特定非営利活動法人の名称

申請者又は代表者の氏名

電話番号

補正書

年 月 日に申請した〔補正する書類の種類〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

備考1 〔補正する書類の種類〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載してください。

2 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載してください。

3 補正書には、補正後の書類を添付してください。

（A4）

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P9参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考1 登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

2 この届出書の提出に併せて、次の書類を提出してください。

- (1) 登記に関する書類（備考1の登記事項証明書）の写し
- (2) 設立の時の財産目録

（A4）

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P9参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

電話番号

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第 23 条（同法第 52 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役 名	氏 名	住所又は居所

備考 1 変更後の役員名簿を添付してください。

2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記してください。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足ります。

3 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載してください。

4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記してください。

5 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例第 2 条第 2 項に掲げる書面によって証される住所又は居所を記載してください。

6 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は次の書類（特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則第 4 条第 2 項の適用を受ける場合にあっては、(2)の書類を除く。）を添付してください。

(1) 当該各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

(2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面

7 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第 52 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによります。

(A 4)

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P 9 参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

備考 1 「変更の内容」の記載については、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。また、変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。

2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第 11 条第 1 項第 3 号又は第 11 号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）を添付してください。

3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2 に掲げる書類のほか、次の書類を添付してください。

(1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）

(2) 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面

(3) 直近の法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間にあっては第 10 条第 1 項 7 号の事業計画書、同項 8 号の活動予算書及び第 14 条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第 34 条第 5 項において準用する第 10 条第 1 項 7 号の事業計画書、第 34 条第 5 項において準用する第 10 条第 1 項第 8 号の活動予算書及び法第 35 条第 1 項の財産目録）

4 法第 52 条 3 項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第 26 条第 1 項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2 及び 3 に掲げる書類のほか、次の書類を添付してください。

(1) 法第 44 条第 2 項第 1 号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第 2 号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第 47 条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項 3 号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

- (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第 54 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに規定する次の書類の写し
- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
 - ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
 - ア 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - イ 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - ウ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第 1 順位から第 5 順位までの取引
- (イ) 役員等との取引
- エ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - オ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - カ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - キ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が 200 万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ③ 法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに法第 47 条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第 54 条第 3 項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

(A 4)

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P 9 参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第 25 条第 6 項（同法第 52 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

備考 1 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付してください。

2 「変更の内容」の記載については、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載してください。

3 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第 52 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによります。

（A 4）

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P 9 参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 25 条第 7 項（同法第 52 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

備考 1 登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

2 この届出書の提出に併せて、登記に関する書類（備考 1 の登記事項証明書）の写しを提出してください。（法第 52 条第 1 項の規定により非所轄法人が提出する場合は除く。）

3 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第 52 条第 1 項（法第 62 条においての準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによります。

（A 4）

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P 9 参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第 29 条（同法第 52 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

備考 1 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載する、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載してください。

2 5 の書類には、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載してください。

3 2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第 52 条第 1 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによります。

（A 4）

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P 9 参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付してください。

（A4）

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P9参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

電話番号

解散届出書

特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項第 号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第 4 項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

備考 1 「第 号」の空欄には、特定非営利活動促進法第 31 条第 1 項各号（第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号）のうち、該当する号を記載してください。

- 2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

（A 4）

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P 9 参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

電話番号

清算人就任届出書

下記のとおり の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定
非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所
- 2 清算人が就職した年月日

備考 1 「 の解散」の空欄には、当該特定非営利活動法人の名
称を記載してください。

- 2 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

（A 4）

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P 9 参照）に申請
する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第 32 条第 2 項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

備考 「残余財産の譲渡を受ける者」の記載については、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載してください。

（A 4）

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P 9 参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所

氏名

電話番号

清算終了届出書

の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第 32 条の 3 の規定により、届け出ます。

備考 1 「 の解散」の空欄には、当該特定非営利活動法人の名称を記載してください。

2 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

（A 4）

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P 9 参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

合併しようとする特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

合併認証申請書

特定非営利活動促進法第 34 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考 1 「主たる事務所の所在地」及び「その他の事務所の所在地」の記載については、事務所の所在地の町名及び地番まで記載してください。

- 2 次の書類（特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則第 12 条第 2 項において準用する同規則第 2 条第 4 項の規定の適用を受ける場合にあっては、(5)の書類を除く。）を添付してください。
 - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
 - (2) 定款
 - (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - (4) 各役員が法第 20 条各号に該当しないこと及び法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面
 - (6) 社員のうち 10 人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面
 - (7) 法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面
 - (8) 合併趣旨書
 - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
 - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

(A 4)

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P 9 参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

年 月 日

岩手県知事

様

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第 39 条第 2 項において準用する同法第 13 条第 2 項の規定により、届け出ます。

備考 1 登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

2 この届出書の提出に併せて、次の書類を提出してください。

- (1) 登記に関する書類（備考 1 の登記事項証明書）の写し
- (2) 合併の時の財産目録

（A 4）

この様式は、県に申請する場合の様式です。事務移譲先の市町村（P 9 参照）に申請する場合は、様式が異なるため、各市町村に確認願います。

6 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（抄）

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 （略）

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（登記の嘱託）

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

- 一 組合等の設立の無効の訴え
 - 二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え
 - 三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え
- 2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。
- 3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。
- 4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

（設立の登記の申請）

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2～3 (略)

(登記の期間の計算)

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

2 第二条の規定による改正後の組合等登記令第三条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記について適用し、同月一日前に開始した事業年度末日現在によりする資産の総額の変更の登記については、なお従前の例による。

別表 (第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係)

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

<参考>

組合等登記令第二十五条において準用される商業登記法
(申請書の添付書面)

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。

7 定款例

定款は、法令で様式等が定められているものではありません。

ここに掲載したのは、あくまで一般的、標準的なものとして想定される定款の例です。

ただし、法第 11 条では、「必要的記載事項」として必ず定款に記載しなければならない事項を次のとおり規定しています。

必要的記載事項

特定非営利活動促進法抜粋

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- 五 社員の資格の得喪に関する事項
- 六 役員に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項
- 九 会計に関する事項
- 十 事業年度
- 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 十二 解散に関する事項
- 十三 定款の変更に関する事項
- 十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

- 一 国又は地方公共団体
- 二 公益社団法人又は公益財団法人
- 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
- 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
- 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

なお、この定款は以下の場合に提出します。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ・ 設立認証申請 | 法第 10 条第 1 項、規則第 2 条関係 |
| ・ 定款変更の認証申請 | 法第 25 条第 4 項、規則第 5 条関係 |
| | 法第 26 条第 2 項関係 |
| ・ 定款変更届出 | 法第 25 条第 6 項、規則第 6 条関係 |
| ・ 合併承認申請 | 法第 34 条第 3 項及び第 4 項、規則第 12 条関係 |

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を岩手県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①] に対して、[②] に関する事業を行い、[③] に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)
- (2)
- ……

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 〇〇〇〇〇事業
 - ② 〇〇〇〇〇事業
 - ……

- 法 — 特定非営利活動促進法
- 法規— 特定非営利活動促進法施行規則
- 条例— 特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例
- 規則— 特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例施行規則

<第1条>

注 法第11条第1項第2号(必要的記載事項)

<第2条>

注1 法第11条第1項第4号(必要的記載事項)

注2 第1項に「主たる事務所」第2項に「その他の事務所(=従たる事務所)」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。

<第3条>

注1 法第11条第1項第1号(必要的記載事項)

注2 ①には、受益対象者の範囲

注3 ②には、主要な事業

注4 ③には、法人の事業活動が社会にもたらす効果や法人としてのミッションを具体的かつ明確に伝わるように記載する。

<第4条>

注1 法第11条第1項第3号(必要的記載事項)

注2 法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する(複数の種類の選択も可能)。

<第5条>

注1 法第11条第1項第3号及び第11号(必要的記載事項)、第5条

注2 法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しな

(2) その他の事業

- ① △△△△△事業
- ② △△△△△事業
-

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
-

(入会)

① 会員の入会についての条件等を特に定めない場合

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

② 会員の入会についての条件を定める場合

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1)

.....

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定め

なければならない。

※その他の事業とは、特定非営利活動以外の事業（法5条第1項）別紙（第2条関係）以外の分野の事業

注3 「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

注4 「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

注5 第2項…法第5条第1項

<第3章>

注1 法第11条第1項第5号（社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項）

<第6条>

注1 「社員」とは、社団の構成員のことで、総会議決権を有する者である。

注2 賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

<第7条>

る入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

①、②共通

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 〇〇人
- (2) 監事 〇〇人

注1 第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる。(以下、第11条まで同じ。)正会員(社員)以外については、法人の任意的記載事項。

注2 社員(正会員)以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員(正会員)の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。(法第2条第2項第1号イ)

<第8条>

注 入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

<第9条>

注 第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く。(第11条参照)

<第10条>

注 退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>

注 総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第4章>

注 法第11条第1項第6号(役員に関する事項は必要的記載事項)

<第13条>

2 理事のうち、1人を理事長、〇人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を

注1 第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上（法第15条）。

注2 「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「〇〇人以上〇〇人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注3 第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第14条>

注1 第1項…総会以外で役員を選任することも可能。

注2 第3項…法第21条

法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者もしくは三親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる。

注3 第4項…法第19条

<第15条>

注1 第1項…法第16条

理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「理事全員は、この法人を代表する」「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。

注2 理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

注3 第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

注4 第5項…法第18条

注5 監事は代表権を有しない。

招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償

<第 16 条>

注 1 第 1 項…法第 24 条第 1 項（役員任期は 2 年以内において定款で定める期間とする。必要的記載事項）

注 2 第 2 項…法人運営の円滑化を図るため、定款第 14 条において役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り、法第 24 条第 2 項の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができる。

注 3 第 4 項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではなく、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に 2 年を超えて役員任期を伸長することはできない。

<第 17 条>

注 法第 22 条

<第 18 条>

注 役員の解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

することができる。
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度〇回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の〇分の〇以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

<第19条>

注 第1項…法第2条第2項第1号
口

<第5章>

注 法第11条第1項第7号（会議に関する事項は必要的記載事項）

<第21条>

注 法第14条の2及び第14条の3

<第23条>

注 法第14条の5（定款で理事会等に委任しているものを除き、すべて総会の議決事項）

なお、法定の総会議決事項（定款変更、解散及び合併）以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる（第32条参照）。

<第24条>

注1 第1項…法第14条の2（少なくとも年1回通常総会を開催する必要がある。）

注2 第2項第1号…法第14条の3第1項

注3 第2項第2号…法第14条の3第2項（総社員の5分の1以上を必要とするが、定款をもってこの割合を増減することは可能）

<第25条>

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の○分の○以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

注 第3項…法第14条の4(総会の招集は、定款で定めた方法により、その社員総会の目的である事項を示し、少なくとも総会の日5日前までに行われなければならない。)

<第27条>

注 法第25条(定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上である。)

<第28条>

注1 第1項…法第14条の6

注2 第3項…法第14条の9

なお、書面以外に電磁的記録による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる。(電磁的記録とは、法規第2条に定めるものをいう。例えば、磁気ディスク等に記録したものなどがこれに該当する。)

<第29条>

注1 第1項及び第2項…法第14条の7

なお、書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる。(電磁的方法とは、法規第1条に定める方法をいう。例えば、電子メールなどがこれに該当する。)

注2 第4項…法第14条の8

<第30条>

注1 条例第2条の2、規則第3条

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の○日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

の2第1項（議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。）、第2項（日時及び場所、出席者数、議事の経過の概要及び議決の結果は必要的記載事項）

注2 第3項…法第14条の9、規則第3条の2第3項

なお、書面以外に電磁的記録による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる。（電磁的記録とは、法規第2条に定めるものをいう。例えば、磁気ディスク等に記録したものなどがこれに該当する。）

<第6章>

注 法第11条第1項第7号（会議に関する事項は必要的記載事項）

<第32条>

注 総会の権能と整合性をとる（第23条参照）。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、

<第 36 条>

注 第 2 項…法第 17 条

<第 7 章>

注 法第 11 条第 1 項第 8 号及び第 9 号（必要的記載事項）

<第 40 条>

注 特定非営利活動に係る事業のみ

総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

（事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日に終わる。

（臨機の措置）

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会

を行う場合は、記載を要しない。

＜第 41 条＞

注 総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

＜第 42 条＞

注 「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

＜第 43 条＞

注 法第 5 条第 2 項

特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

＜第 44 条～第 46 条及び第 49 条＞

注 現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

＜第 48 条＞

注 法 11 条第 1 項第 10 号（必要的記載事項）

＜第 8 章＞

注 法 11 条第 1 項第 12 号及び第 13

に出席した正会員の〇分の〇以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項（解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7) ……

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の〇分の〇以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、[①] に譲渡するものとする。

号（定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項）

＜第 50 条＞…法第 25 条

注 1 定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席した社員の 4 分の 3 以上の議決が必要となる。

注 2 法第 25 条第 3 項に規定する以外の事項は、事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）第 2 条参照）、役員の定数に関する事項（第 13 条参照）、資産に関する事項（第 7 章参照）、会計に関する事項（第 7 章参照）、事業年度（第 48 条参照）、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項（第 8 章参照）、公告の方法（第 9 章参照）をいう。

＜第 51 条＞

注 1 第 1 項…法第 31 条 1 項

注 2 第 1 号…法第 31 条第 1 項 第 1 号

注 3 第 2 号…同条同項第 3 号

注 4 第 3 号…同条同項第 4 号

注 5 第 4 号…同条同項第 5 号

注 6 第 5 号…同条同項第 6 号

注 7 第 6 号…同条同項第 7 号

注 8 第 7 号以下…法第 31 条第 1 項第 2 号（定款で定めた解散事由の発生）

注 9 第 2 項…法第 31 条の 2（解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 4 分の 3 以上の承諾が必要となる。）

注 10 第 3 項…法第 31 条第 2 項

＜第 52 条＞…法第 11 条第 3 項、法第 32 条

注 1 ①に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、

(合併)
第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)
第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない。

注 2 帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる。

<第 53 条>

注 法第 34 条（定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の 4 分の 3 以上の議決が必要。）

<第 9 章>

注 法 11 条第 1 項第 14 号（必要的記載事項）

<第 54 条>

注 1 公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。

注 2 〇〇内は、次の 4 つの方法のいずれかを選択して記載します。

① 官報に掲載

② 〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載

③-ア この法人のホームページ

③-イ 内閣府 N P O ポータルサイト（法人入力情報欄）

④ （主たる事務所の公衆の見やすい場所）この法人の主たる事務所の掲示場（に掲示）

注 3 官報以外の公告方法を選択した場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

① 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法 31 条の 10 第 4 項）

② 清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告（法 31 条の 12 第 4 項）

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
.....				
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
.....				
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 ○○○円
正会員会費 □□□円 (1 年間分)
 - (2) 賛助会員入会金 △△△円
賛助会員会費 ▽▽▽円 (1 年間分)

<附則>

注 1 設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注 2 第 2 項…法第 11 条第 2 項 (必要的記載事項)
役員名簿の記載内容と一致させる。

注 3 第 3 項…至年月日は、成立の日から 2 年を超えてはならない。
(法 24 条)

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の 2～3 ヶ月後にずらしておくと、法人運営に支障をきたすおそれが少ない (第 16 条注 2 参照)。

注 4 NPO 法では定めていないが、商法税法により 1 年を超えてはならないとなっていることに注意する。

注 5 第 6 項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

8 その他の書類の様式例

これから紹介する様式例は、法令で様式が定められているものではありません。

あくまで一般的、標準的なものとして想定される様式（要記載事項を網羅）の例です。様式例は県ホームページからダウンロードできます。

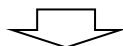
作成書類は、所轄庁に提出するためだけに作成するものではありません。

一般に縦覧、閲覧される書類も含まれ、広く情報公開されています。

書類作成の目的

◆ 外部への説明責任

活動を支えるボランティアや寄附者等に対して、活動を分かりやすく報告し、法人の活動を十分に理解してもらうため。



広く一般に情報を公開し、活動を理解してもらうことは、社会的信用を得て、NPO法人の活動を広げます。

◆ 法人のため

法人の活動内容を活動、金銭面から明らかにし、計画→実施→評価を繰り返すことにより、ミッション達成を効果的に進められます。

情報を発信する視点で、分かりやすい書類作成を心がけましょう。

※ MS-Word 形式データは、岩手県ホームページからダウンロードすることができます。

◎岩手県ホームページ・アドレス

(<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/npo/npo/1004652.html>)



(法第 10 条関係「設立認証申請」)
 (法第 23 条関係「役員の変更等届出」)
 (法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
 (法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	ふりがな 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事長				
副理事長				
理 事				
同				
同				
監 事				

- 備考 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「役職名」の欄には、理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。
- 3 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。（いわゆるスタッフとしての賃金の場合は「無」を記入。）
- 5 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3 分の 1 以下でなければならない（法第 2 条第 2 項第 1 号ロ）。

(A 4)

お願い

住民基本台帳ネットワークを利用して、住所を確認する場合は、氏名（ふりがな）・住所・生年月日などを基にして確認しています。

住民票の写しの添付を省略する場合は、提出する役員名簿 2 部のうち、1 部（所轄庁保管用）の備考欄に、生年月日の記入をお願いします。

(法第 10 条関係「設立認証申請」)
(法第 23 条関係「役員の変更等届出」)
(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就 任 承 諾 及 び 誓 約 書

住所又は居所
氏名

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の〇〇（理事又は監事）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約します。

備考 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

(備考)

特定非営利活動促進法第 20 条の要件	
次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。	
1	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
2	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
3	この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
4	暴力団の構成員等
5	第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
6	心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

特定非営利活動促進法第 21 条の要件	
役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。	

(A 4)

(法第 10 条関係「設立認証申請」)

(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

社員のうち 10 人以上の者の名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所

(備考)

- 1 法人等が社員となる場合は、団体名と併せて代表者氏名を記載する。
- 2 10 人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

(A 4)

(法第 10 条関係「設立認証申請」)
(法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び同法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを、 年 月 日に開催された設立総会において確認しました。

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇
設立代表者 住所又は居所
氏名

(備考)

特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号の要件
1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
3 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

特定非営利活動促進法第 12 条第 1 項第 3 号の要件
1 暴力団でないこと。
2 暴力団の統制下にある団体でないこと。
3 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと。
4 暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。

(A 4)

(法第 10 条関係「設立認証申請」)

(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

- ・ 定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
- ・ 法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由
- ・ 法人格が必要となった理由

等

2 申請に至るまでの経過

- ・ 法人の設立を発起し、申請するに至った動機や経緯
(活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容)

等

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所
氏名

(A 4)

(法第 10 条関係「設立認証申請」)

特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 出席者数 〇〇名 (うち書面表決者数〇名)
- 4 審議事項

- ・ 法人の設立に係る事項の確認 (設立趣旨、定款、役員、事業計画・活動予算書等)
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することの確認
- ・ 設立についての意思の決定
- ・ その他、設立認証申請に係る事項の確認 等

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

- 6 議事録署名人の選任に関する事項

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議 長
議事録署名人
同

(備考)

3 には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。

(A 4)

特定非営利活動法人_____設立総会議事録

1 日 時 令和____年____月____日 _____時から____時

2 場 所 _____

3 出席者数 _____名（うち書面表決者数____名）

4 審議事項

- (1) 議長選任の件
- (2) 設立趣旨に関する件
- (3) 定款に関する件
- (4) 入会金及び会費に関する件
- (5) 寄付財産に関する件
- (6) 令和____年度及び令和____年度の事業計画並びに活動予算について
- (7) 役員及び報酬に関する件
- (8) 設立代表者の選任について

5 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1) 議長に_____が満場一致で選出された。
- (2) 議長より、別紙の設立趣旨により特定非営利活動法人を設立したい旨の提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。当団体が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することも併せて確認された。
- (3) 議長より、別紙定款案が提出され、審議の結果、全会一致で承認された。
- (4) 議長より、設立当初の入会金及び会費を、①正会員・入会金_____円；会費_____円、②____会員・入会金_____円；会費_____円、③個人賛助会員・入会金_____円；会費1口_____円、④団体賛助会員・入会金_____円；1口円とする旨、提案があり、全会一致で承認された。
- (5) 設立当初の事業会計毎の財産について、別紙財産目録を配布して諮ったところ、全員異議なく承認となった。
- (6) 議長より、令和____年度及び令和____年度の事業計画並びに事業会計毎の活動予算について提案があり、満場一致で可決された。
- (7) 議長より役員の選出について提案があり、会長に____、副会長に____、理事に____、____、____、監事に____、____を選出した。役員報酬については年間____万円を超えない範囲とし、設立当初の役員からは____を年間____万円の報酬を受ける役員とする旨、全員異議なく承認した。
- (8) 議長より設立代表者について諮ったところ、____を選任することが満場一致で可決された。

6 議事録署名人の選任に関する事項

議長より、本日の議事の経過を議事録にまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任したい旨諮った結果、____、____の2名が満場一致で選任された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和____年____月____日

議長 _____
議事録署名人 _____
同 _____

備考1 3には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。

備考2 上記記載例では、「議長より説明…」としているが、発起人等が説明する場合も想定される。

(法第 10 条関係「設立認証申請」(設立当初の事業年度の事業計画書))

設立当初の事業年度の事業計画書

定款附則の「設立当初の事業年度」の期間と一致させる

法人成立の日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)

活動予算書で事業費を事業別に区分している場合に記載する。区分していない場合は、任意の記載事項。

その他の事業を行う場合のみ記載する。
特定非営利活動に係る事業の事業内容と、
その他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する。

記載する場合には、活動予算書の「事業費合計額」と全体の予算額の合計額を一致させる。

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	事業費の 予算額 (千円)

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合は「実施予定なし」と記載する。

(A 4)

(法第 10 条関係「設立認証申請」(翌事業年度の事業計画書))
 (法第 25 条第 3 項及び第 4 項、第 26 条関係「定款変更認証申請」)
 (法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

〇〇年度の事業計画書

年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (千円)

活動予算書の「事業費」
と全体の合計額を一致
させる。

その他の事業を行う場合のみ記載する。
 特定非営利活動に係る事業の事業内容
 と、その他の事業の事業内容とは、相違
 点を明らかにして記載する。

活動予算書の「事業費」
と全体の合計額を一致
させる。

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	事業費の 予算額 (千円)

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2 (2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合は「実施予定なし」と記載する。

(A 4)

(法第 10 条関係「設立認証申請」(設立当初の事業年度の活動予算書))

定款附則の「設立当初の事業
年度」の期間と一致させる

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位: 円)

科目		金額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
受取入会金	×××			
正会員受取会費	×××			
賛助会員受取会費	×××	×××		
.....				
2. 受取寄附金	×××			
受取寄附金	×××			
施設等受入評価益	×××	×××		
.....				
3. 受取助成金等	×××			
受取民間助成金	×××	×××		
.....				
4. 事業収益			×××	
〇〇事業収益				
5. その他収益	×××			
受取利息	×××			
雑収益	×××	×××		
.....				
経常収益計				×××
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費	×××			
給料手当	×××			
法定福利費	×××			
退職給付費用	×××			
福利厚生費	×××			
.....				
人件費計	×××			
(2) その他経費	×××			
会議費	×××			
旅費交通費	×××			
施設等評価費用	×××			
減価償却費	×××			
支払利息	×××			
.....				
その他経費計	×××			
事業費計		×××		
2. 管理費				
(1) 人件費	×××			

施設等評価
費用も併せ
て計上
(計上は法
人の任意)

人件費とその他
経費に分けた上
で、支出の形態別
に内訳を記載

施設等受入
評価益も併
せて計上
(計上は法
人の任意)

人件費とその他
経費に分けた上
で、支出の形態別
に内訳を記載

役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
・・・・・・・・	×××		
人件費計			
(2) その他経費	×××		
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
・・・・・・・・	×××		
その他経費計		×××	
管理費計			×××
経常費用計			×××
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益		×××	
1. 固定資産売却益		×××	
・・・・・・・・			
経常外収益計			×××
Ⅳ 経常外費用		×××	
1. 過年度損益修正損		×××	
・・・・・・・・			
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
設立時正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

次期事業年度活動
予算書の「前期繰越
正味財産額」と金額
が一致すること
を確認する

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人は
この脚注は不要。その他の事業を行う場合は
p128の様式例を参照

注 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。表事例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)

Ⅰ 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額

×××

Ⅱ 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費

×××

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

〇〇〇

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上

一般正味財産への振替額

△×××

(A4)

(法第 10 条関係「設立認証申請」(翌事業年度の事業計画書))
(法第 25 条第 3 項及び第 4 項、法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
(法第 34 条第 3 項及び第 4 項関係「合併認証申請」)

次期事業年度
の自至年月日
を記載

年度 活動予算書

年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
受取入会金	×××		
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××	×××	
.....			
2. 受取寄附金	×××		
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××	×××	
.....			
3. 受取助成金等	×××		
受取民間助成金	×××	×××	
.....			
4. 事業収益		×××	
〇〇事業収益			
5. その他収益	×××		
受取利息	×××		
雑収益	×××	×××	
.....			
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....			
人件費計	×××		
(2) その他経費	×××		
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....			
その他経費計	×××	×××	
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費	×××		

役員報酬	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
・・・・・・・・	×××		
人件費計			
(2) その他経費	×××		
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
・・・・・・・・	×××		
その他経費計		×××	
管理費計			×××
経常費用計			×××
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益		×××	
1. 固定資産売却益		×××	
・・・・・・・・			
経常外収益計			×××
Ⅳ 経常外費用		×××	
1. 過年度損益修正損		×××	
・・・・・・・・			
経常外費用計			×××
当期正味財産増減額			×××
前期正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

当初年度活動予算書（前事業年度活動計算書）の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合はp 128の様式例を参照

注 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。表事例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)

Ⅰ 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額

×××

・・・・・・・・

Ⅱ 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費

×××

・・・・・・・・

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

〇〇〇

・・・・・・・・

一般正味財産への振替額

△×××

使途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上

(A 4)

(法第 14 条関係「財産目録の備置き」)
 (規則第 3 条関係「設立登記の届出」)
 (法第 28 条関係「書類の備置き」)

登記事項証明書に記載してある
 法人設立の年月日を記載する

設立の時の財産目録

年 月 日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

科 目	金 額 (単位：円)		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
〇〇銀行〇〇支店普通預金	×××		
未収金	×××		
××事業未収金	×××		
.....			
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....			
歴史的資料	(評価せず)		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト			
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金			
××特定資産	×××		
〇〇銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
〇〇銀行〇〇支店借入金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

金銭評価ができない資産
 については「評価せず」
 として記載できる

正味財産 = 資産合計 - 負債合計

(法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
(法第 28 条関係「書類の備置き」)
(法第 29 条関係「事業報告書等の提出」)

〇〇年度の事業報告書

前事業年度の自至年月日を記載
する

年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業の成果

2 事業の実施に関する事項

活動計算書で事業費を事業別に
区分している場合に記載する。区
分していない場合は、任意の記載
事項。

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費 の金額 (千円)

その他の事業を行う場合のみ記載する。
特定非営利活動に係る事業の事業内容
と、その他の事業の事業内容とは、相違
点を明らかにして記載する。

記載する場合には、活動計算書の
「事業費合計額」と全体の合計額
を一致させる

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	事業費 の金額 (千円)

(備考)

- 2 は、(1) には特定非営利活動に係る事業、(2) にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 (2) には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。

(A 4)

その他の事業がない場合

(法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
(法第 28 条関係「書類の備置き」)
(法第 29 条関係「事業報告書等の提出」)

当該年度の自至年月日を記載

年度 活動計算書

年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
受取入会金	×××		
正会員受取会費	×××		
賛助会員受取会費	×××	×××	
.....			
2. 受取寄附金	×××		
受取寄附金	×××		
施設等受入評価益	×××	×××	
.....			
3. 受取助成金等	×××		
受取民間助成金	×××	×××	
.....			
4. 事業収益			
〇〇事業収益		×××	
5. その他収益	×××		
受取利息	×××		
雑収益	×××	×××	
.....			
経常収益計			×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	×××		
給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
.....			
人件費計	×××		
(2) その他経費	×××		
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
施設等評価費用	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
.....			
その他経費計	×××		
事業費計		×××	
2. 管理費			
(1) 人件費	×××		
役員報酬	×××		

給料手当	×××		
法定福利費	×××		
退職給付費用	×××		
福利厚生費	×××		
・・・・・・・・	×××		
人件費計			
(2) その他経費	×××		
会議費	×××		
旅費交通費	×××		
減価償却費	×××		
支払利息	×××		
・・・・・・・・	×××		
その他経費計		×××	
管理費計			×××
経常費用計			×××
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益		×××	
1. 固定資産売却益		×××	
・・・・・・・・			
経常外収益計			×××
Ⅳ 経常外費用		×××	
1. 過年度損益修正損		×××	
・・・・・・・・			
経常外費用計			×××
税引前当期正味財産増減額			×××
法人税、住民税及び事業税			×××
当期正味財産増減額			×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要

注 重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産の部」と「指定正味財産の部」に区分して表示することが望ましい。表事例は以下のとおり。

(一般正味財産増減の部)

Ⅰ 経常収益

1. 受取寄附金

受取寄附金振替額

・・・・・・・・

×××

Ⅱ 経常費用

2. 事業費

援助用消耗品費

・・・・・・・・

×××

(指定正味財産増減の部)

受取寄附金

・・・・・・・・

〇〇〇

一般正味財産への振替額

△×××

用途等の制約が解除されたことによる指定正味財産から一般正味財産への振替額

「受取寄附金振替額」と同額をマイナス計上

その他の事業がある場合

(法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
(法第 28 条関係「書類の備置き」)
(法第 29 条関係「事業報告書等の提出」)

当該年度の自至年月日を記載

年度 活動計算書
年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
受取入会金	×××		×××
正会員受取会費	×××		×××
.....			
2. 受取寄附金	×××		×××
受取寄附金	×××		×××
施設等受入評価益	×××		×××
.....			
3. 受取助成金等	×××		×××
受取民間助成金	×××		×××
.....			
4. 事業収益	×××		×××
〇〇事業収益		×××	×××
△△事業収益			
5. その他収益	×××		×××
受取利息	×××		×××
雑収益	×××		×××
.....			
経常収益計	×××	×××	×××
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	×××	×××	×××
給料手当	×××	×××	×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××	×××	×××
福利厚生費	×××		×××
.....			
人件費計	×××	×××	×××
(2) その他経費	×××		×××
会議費	×××	×××	×××
旅費交通費	×××		×××
施設等評価費用	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××	×××	×××
.....			
その他経費計	×××	×××	×××

事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費	×××		×××
役員報酬	×××		×××
給料手当	×××		×××
法定福利費	×××		×××
退職給付費用	×××		×××
福利厚生費	×××		×××
.....	×××		×××
人件費計			
(2) その他経費	×××		×××
会議費	×××		×××
旅費交通費	×××		×××
減価償却費	×××		×××
支払利息	×××		×××
.....	×××		×××
その他経費計	×××		×××
管理費計	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××
当期経常増減額			
III 経常外収益	×××		×××
1. 固定資産売却益	×××		×××
.....	×××		×××
経常外収益計			
IV 経常外費用	×××		×××
1. 過年度損益修正損	×××		×××
.....	×××		×××
経常外費用計	×××		×××
経理区分振替額	×××	△×××	×××
当期正味財産増減額	×××	×××	×××
前期繰越正味財産額			×××
次期繰越正味財産額			×××

(A 4)

貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する

前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

貸借対照表を別業表示しないこととする場合には、正味財産額の内訳は表示されない

その他の事業を実施していない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとする、あるいは脚注に「※今年度はその他の事業を実施していません。」と明記する

(法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
 (法第 28 条関係「書類の備置き」)
 (法第 29 条関係「事業報告書等の提出」)

当該事業年度の末日を記載する

年度 貸借対照表

年 月 日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

科 目	金 額 (単位: 円)		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	×××		
未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
車両運搬具	×××		
什器備品	×××		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
〇〇特定資産	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			△×〇
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	×××		
前受民間助成金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
退職給付引当金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		×××	
当期正味財産増減額		×××	
正味財産合計			×××
負債及び正味財産合計			△×〇

「負債及び正味財産合計」と金額が一致することを確認する

注意！
金額が一致します

前事業年度貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認する

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する

「資産合計」と金額が一致することを確認する

(A 4)

注 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「Ⅲ 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」に区分して表示することが望ましい。表事例は以下のとおり。

I 資産の部

1. 流動資産

.....

II 負債の部

.....

Ⅲ 正味財産の部

1 指定正味財産

指定正味財産合計 ×××

2 一般正味財産

一般正味財産合計 ○○○

使途等が制約された寄附金等の残高
を記載

(法第 28 条関係「前事業年度の計算書類（計算書類の注記）」)

計算書類の注記

以下に示すものは、想定される注記を例示したものです。該当事項がない項目は記載不要です。

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010 年 7 月 20 日 2011 年 11 月 20 日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- (3) 引当金の計上基準

どの会計基準に基づいて作成したか記載する

・退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

・〇〇引当金

- (4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「4. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

- (5) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「5. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

- (6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載する

2 会計方針の変更

.....

3 事業別損益の状況

事業費のみの内訳を表示することも可能。事業を区分していない法人については記載不要

(単位：円)

科 目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合 計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
1. 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
2. その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
---------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

事業報告書の事業費の金額と一致する

合理的な算定方法を記載する
(活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)

4 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

(単位：円)

内 容	金 額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館使用料金表によっています。

5 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位：円)

内 容	金 額	算定方法
〇〇事業相談員 ■名×■日間	×××	単価は××地区の最低賃金によって算定しています。

合理的な算定方法を記載する
(活動計算書に計上する場合は客観的な算定方法)

6 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下のとおりです。

当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。

したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内 容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備 考
〇〇地震被災者援助事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成××事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動計算書に計上した額××円との差額××円は前受助成金として貸借対照表に負債計上しています。
合 計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助額を前受経理した場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載する

7 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科 目	期首取得価額	取 得	減 少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
・ ・ ・ ・ ・	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産						
・ ・ ・ ・ ・	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
投資その他の資産						
・ ・ ・ ・ ・	×××	×××	×××	×××		×××
合 計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

8 借入金の増減内訳

(単位：円)

科 目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
短期借入金	×××	×××	×××	×××
合 計	×××	×××	×××	×××

9 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下のとおりです。

(単位：円)

科目	計算書類に計 上された金額	内、役員及び近 親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表計	×××	×××

10 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- 現物寄附の評価方法

重要性が高いと判断される場合に記載する

現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。
- 事業費と管理費の按分方法

重要性が高いと判断される場合に記載する

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。
- 重要な後発事象

貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼすもの（例：自然災害等による重大な損害の発生、重要な係争事件の発生又は解決、主要な取引先の倒産等）について記載する

令和××年×月×日、〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円です。

その他の事業に固有の資産で重要なもの及び特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産の残高状況について記載する
- その他の事業に係る資産の状況

その他の事業に係る資産の残高は、土地・建物が××円、棚卸資産が××円です。

特定非営利活動に係る事業・その他の事業に共通で使用している重要な資産は土地・建物が××円です。

(法第 26 条関係「定款変更認証申請」)
(法第 28 条関係「書類の備置き」)
(法第 29 条関係「事業報告書等の提出」)

当該事業年度の末日を記載する

〇〇年度 財産目録
年 月 日現在

特定非営利活動法人〇〇〇〇

科 目	金 額 (単位：円)		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
〇〇銀行〇〇支店普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	(評価せず)		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト			
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金			
××特定資産	×××		
〇〇銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
〇〇銀行〇〇支店借入金	×××		
.....	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載する

金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる

(A 4)

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費 受取入会金 正会員受取会費 賛助会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。 対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、P S Tの判定時に留意が必要。
2. 受取寄附金 受取寄附金 資産受贈益 施設等受入評価益 ボランティア受入評価益	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の公正価格による評価額。 無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを受けた場合で、当該サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。 ボランティアから役務の提供を受けた場合で、当該役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等 受取助成金 受取補助金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
4. 事業収益 売上高 〇〇利用会員受取会費	事業の種類ごとに区分して表示することができる。 販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。 サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益 受取利息 為替差益 雑収益	為替換算による差益。なお為替差損がある場合は相殺して表示する。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1. 事業費	目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他の経費
(1) 人件費 給料手当 臨時雇賃金 ボランティア評価費用 法定福利費 退職給付費用 通勤費 福利厚生費 (2) その他経費	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。 退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15 年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。 給料手当、福利厚生費に含める場合もある。

売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費	
諸謝金	講師等に対する謝礼金。
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
減価償却費	
保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P128の様式例参照）。
研修費	
支払手数料	
支払助成金	
支払寄附金	
支払利息	金融機関等からの借入に係る利子・利息。
為替差損	為替換算による差損。なお、為替差益がある場合は相殺して表示する。
雑費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2. 管理費	事業を管理するための費用（総会・理事会開催等の法人運営に係る人件費及びその他の経費）
(1) 人件費	
役員報酬	
給料手当	
法定福利費	
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15 年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
福利厚生費	
(2) その他経費	
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	

修繕費 水道光熱費 地代家賃 賃借料 減価償却費 保険料 諸会費 租税公課 支払手数料 支払利息 雑費	電気代、ガス代、水道代等。 事務所の家賃や駐車場代等。 少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。 収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい（P128の様式例参照）。 金融機関等からの借入に係る利子・利息。 いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
III 経常外収益 固定資産売却益 過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
IV 経常外費用 固定資産除・売却損 災害損失 過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。
V 経理区分振替額 経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額。

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示し、当該寄附金等を後者に計上することが望ましい。当該寄附金（補助金・助成金）の使途等が解除された場合等には、「一般正味財産増減の部」に「受取寄附金（補助金・助成金）振替額」を、「指定正味財産増減の部」に「一般正味財産への振替額（△）」を勘定科目として記載する（表示例はP129～130の様式例参照）。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめて構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部 1. 流動資産 現金預金 未収金 棚卸資産 短期貸付金 前払金 仮払金 立替金 〇〇特定資産 貸倒引当金（△） 2. 固定資産 (1) 有形固定資産 建物 構築物 車両運搬具 什器備品 土地 建設仮勘定 (2) 無形固定資産 ソフトウェア (3) 投資その他の資産 投資有価証券 敷金 差入保証金 長期貸付金 長期前払費用 〇〇特定資産	商品の販売によるものも含む。 商品、貯蔵品等として表示することもできる。 返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。 目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。 土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。 建物付属設備を含む。 工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。 具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。 購入あるいは制作したソフトの原価。 余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。 長期に保有する有価証券。 返還されない部分は含まない。 返還されない部分は含まない。 返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。 目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部 1. 流動負債 短期借入金 未払金 前受金 仮受金 預り金 2. 固定負債 長期借入金 退職給付引当金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。 商品の仕入れによるものも含む。 返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。 退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部 1. 正味財産 前期繰越正味財産 当期正味財産増減額	

（注）重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れた場合は、「Ⅲ 正味財産の部」を「指定正味財産」と「一般正味財産」とに区分してそれぞれを勘定科目として表示し、当該寄附金等を前者に計上することが望ましい（表示例はP125～126の様式例参照）。

(法第 28 条関係「書類の備置き」)
(法第 29 条関係「事業報告書等の提出」)

前事業年度の年間役員名簿

年 月 日から 年 月 日まで

前事業年度の自至年月日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	就任期間 (前事業年度)	報酬を受けた期間
理事長			年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
副理事長				
理事				
同				
同				
監 事				

- 備考 1 「氏名」、「住所又は居所」、「就任期間」及び「報酬を受けた期間」は、全ての役員について記載する。
- 2 「役職名」の欄には、理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。
- 3 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 4 「報酬を受けた期間」の欄には、報酬を受けたことがある役員はその期間を、報酬を受けなかった役員については「報酬無し」と、それぞれ記載する。

(A 4)

(法第 28 条関係「書類の備置き」)
(法第 29 条関係「事業報告書等の提出」)

前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿

年 月 日現在

前事業年度の末日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏 名	住 所 又 は 居 所

- (備考)
- 1 前事業年度の末日現在における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。
 - 2 10 人以上であれば社員全員を記載する必要はない。

(A 4)

(法第 25 条第 4 項及び法 26 条関係「定款変更認証申請」)
(規則第 3 条の 2 第 2 項)

特定非営利活動法人〇〇〇〇第△△回社員総会議事録

- 1 日 時
- 2 場 所
- 3 出席者数 社員総数 人のうち 人出席
(うち書面表決者 人、表決委任者 人)
- 4 審議事項

- ・ 社員総数及び定款変更議決に必要な充足数の確認
- ・ 定款変更に関する事項
- ・ 事業計画及び活動予算に関する事項 (行う事業の変更の場合)
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び法第 12 条第 1 項第 3 号に該当することの確認 (所轄庁の変更を伴う場合) 等

- 5 議事の経過の概要及び議決の結果

- 6 議事録署名人の選任に関する事項

以上、この議事録が正確であることを証します。

年 月 日

議 長
議事録署名人
同

(備考)

3 には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。

ポイント

以下の項目は、規則で定める必要的記載事項です。

- ・ 社員総会が開催された日時及び場所
- ・ 社員総会に出席した者の数
- ・ 社員総会の議事の経過の概要及び議決の結果

(A 4)

9 岩手県における「特定非営利活動促進法の運用方針」について

平成22年11月1日

岩手県政策地域部

(趣旨)

平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）は、ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動を行う非営利団体に対して、容易に法人格を付与することなどを通じて、その活動を促進することを目的としている。

この特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）制度の創設によって、法人名義での契約や登記が可能となるなど継続的組織運営の基盤が整備されるとともに、法人の事業報告書等の情報の公開によって、活動について市民が参加し、利用し又はチェックしていくという仕組みが整備された。

また、NPO法は、NPO法人の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用している点が大きな特徴となっている。

一方、NPO法上、所轄庁は申請が法定の認証基準に「適合すると認めるとき」（法第12条第1項）は認証しなければならないとされており、申請者自らが認証基準に適合していることを積極的に示さなければならないことが求められているが、設立申請の増加する中で、法定の認証基準を満たしているかどうかについての判断が必ずしも容易でないものも少なくない。さらには、法人格取得の方法が簡便なNPO法人制度の濫用も懸念されるところである。このようなNPO法の理念を損なうような活動が現れてくると、健全な活動を行っている他のNPO法人に対する信頼にも悪影響を与えるおそれがある。

このため、内閣府においては、NPO法の立法趣旨・理念に則した運用を明らかにした「NPO法の運用方針」（平成15年3月25日）が策定（同年12月18日改定）され、本県においても、これまで運用の目安としてきたところである。

本県においても多くのNPO法人が設立認証を受け各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手として期待が高まっている中で、NPO法人制度の健全な発展を図る観点から、内閣府の運用方針に準拠しつつ本県におけるNPO法の運用方針を新たに定め、次の内容を盛り込むこととする。

- ① 設立認証の判断基準（「主たる目的性」及び「非営利性」の法定要件への適合性）及び設立後の運用判断基準を示し、NPO活動の透明性とさらなる活性化を図る。
- ② 監督権行使の基準や不利益処分等の基準を示し、法令違反行為や社会的に悪影響を及ぼす行為に対し、所轄庁として法制度の信頼性や安定性を保障する見地から、看過することなく速やかに対応する。
- ③ NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行う「市民への説明要請」の実施方法を示し、NPO法人の説明責任と市民による選択・監視機能の一層の発揮を図る。

本県では、これらを軸に据えた運用を認証及び監督の両段階において一貫して行う。

1 設立認証の判断基準及び設立後の運用判断基準

「特定非営利活動を行うことを主たる目的」（NPO法第2条第2項）とすること、「営利を目的としないものであること」（NPO法第2条第2項第1号）という法定の認証要件に関し、最低限満たす必要のある基準を示す。

また、法人設立後にも、適正に法人運営がなされているかの運用判断基準を示す。

(1) 定款記載事項

設立認証の判断基準

法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業その他当該法人が行う事業の内容が、定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。

＜説明＞

定款は法人の根本規則を定めたものであり、対内的にも、対外的にも、設立認証審査においても最も重要な文書である。NPO法では、第11条第1項に「目的」（同項第1号）、「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」（同項第3号）、「その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項」（同項第11号）等を記載しなければならないとされている。

特に法人の目的、行う事業等については、特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を判断する上で、重要な事項であり、定款に具体的かつ明確に規定されていることが必要である。

（２）特定非営利活動に係る事業

設立認証の判断基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに総支出額の2分の1以上であること。

設立後の運用判断基準

特定非営利活動に係る事業の支出規模が、総支出額の2分の1以上であること。

※ 2事業年度連続して支出総額の3分の1以下である場合は、報告徴収の対象となり得る。

＜説明＞

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（NPO法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。

その一方で、NPO法人は「特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）」を行うことが認められている。ただし、それは、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（NPO法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、その他の事業の規模が過大となり、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならず、少なくともその他の事業の支出規模（事業費及び管理費）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

（３）その他の事業

ア 経営

設立認証の判断基準

その他の事業において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。

設立後の運用判断基準

「その他の事業」は、正当な理由がない限り収益が上がることとなっており、赤字計上されていないこと。

※ 2事業年度連続して赤字計上されている場合は、報告徴収の対象となり得る。

＜説明＞

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（NPO法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業は、あくまでも特定非営利活動に係る事業に「支障がない限り」（NPO法第5条第1項）行うことが認められたものである。したがって、「その他の事

業」の実施にあたっては、特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。事業計画上、赤字計上されているその他の事業は、少なくとも「支障がない限り」行われることが意図されているとはいえない。

イ 収益

設立認証の判断基準

その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。

設立後の運用判断基準

「その他の事業」で生じた収益が、特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。

※ 2事業年度連続して全額繰り入れられていない場合は、報告徴収の対象となり得る。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（NPO法第2条第2項柱書）とした法人であり、その他の事業の「収益」については、「特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない」（NPO法第5条第1項）とされている。

したがって、その収益は、当然に特定非営利活動に係る事業の実施のために使用する必要があることから、その他の事業の継続に必要な所要額を除き、速やかに特定非営利活動に係る事業に全額繰り入れることが必要である。

(4) 管理費

設立認証の判断基準

管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに2分の1以下であること。

設立後の運用判断基準

管理費の総支出額に占める割合が、2分の1以下であること。

※ 2事業年度連続して3分の2以上である場合は、報告徴収の対象となり得る。

<説明>

NPO法人は、特定非営利活動を行うことを「主たる目的」（NPO法第2条第2項柱書）とした法人であり、全体の事業活動に占める特定非営利活動に係る事業の割合は過半であることが求められている。また、「営利を目的としない」（NPO法第2条第2項第1号）法人であり、構成員の経済的利益を追求し、終局的に収益が構成員個人に分配することを目的としないことも求められている。

管理費はNPO法人の運営に必要な基礎的な経費であるが、役員の報酬、職員の人件費などNPO法人内部に還元される傾向が強いものであることから、管理費の規模が過大となり、「主たる目的」の特定非営利活動に係る事業の実施に必要な財産、資金、要員、施設等を圧迫してはならない。

したがって、少なくとも管理費の支出規模（管理費の合計）は、総支出額（事業費及び管理費の総計）の2分の1以下であることが必要である。

※ 管理費

「管理費」とは、法人の各種の業務を管理するため、毎事業年度経常的に要する支出であり、法人の運営に係る基礎的な維持管理のための費用をいう。事業の実施のために直接要する費用は「事業費」に計上されることとなる。管理費の例としては、総会・理事会の開催運営費、管理部門に係る役員報酬・人件費、交通費等が挙げられる。

なお、ここでいう「管理費」とは、特定非営利活動に係る事業の管理費及びその他の事業の管理費の合計を指す。

※ 事業費

「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」（注・・・当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）等が挙げられる。

2 監督権行使の基準

次の場合、NPO法人の監督及び指導を速やかに実施する。

（１）業務又は財産に関する報告徴収及び立入検査（NPO法第41条第１項）

ア NPO法違反

NPO法人の維持存続・運営に関する事項のうち特に重要なものは、報告徴収・立入検査を実施する。

法人の管理運営に係る事項については、自主的な改善を促し、一定期間の後、改善の見込みがないと思われる場合には、報告徴収・立入検査を実施する。

法人の意思決定に係る事項については、原則としてNPO法人内部の改善措置に委ねる。ただし、法人運営が法を無視して継続され、関係者からの情報提供及び監督権限行使の要望が所轄庁に寄せられている場合は、報告徴収・立入検査を検討し、必要があると認めた場合には実施する。

なお、報告徴収・立入検査の対象となる違反行為（疑義も含む）は別に定めるものとする。

イ 行政法規違反

他の行政法規（NPO法以外）の違反については、当該法令の所管官庁が法令違反を理由とした処分又は違法性の認定を行った場合、報告徴収・立入検査を実施する。

ウ 刑事法規違反

NPO法人の役員等が、法人の事業として行った行為の中で刑事事件を犯した場合（当該事件の関係者からの情報提供や報道などから社会的な問題となっている場合も含む）、その内容、罪の軽重、社会的影響の程度などを考慮し、報告徴収・立入検査を実施する。

エ 行政処分違反

行政処分違反については、当該法令の所管官庁が当該行政処分に違反するものと判断した場合、報告徴収・立入検査を実施する。

オ 定款違反

定款違反についてはNPO法人の運営上の問題であることから、原則としてNPO法人内部の改善措置に委ねる。

ただし、総会手続違反などの意思決定に係る部分をはじめ、運営方法に重大な瑕疵があり、かつ、社員・監事・当該法人の受益者や利害関係者等から所轄庁に対して情報提供、報告又は監督権限行使の要望があり、当該利害関係者が、監事への申し立てや総会開催の要請などのしかるべき内部手続を講じても依然として改善される見込みがないなど、所轄庁として看過できない場合は、報告徴収・立入検査を実施する。

カ 市民への説明要請

法人に対して報告徴収を実施した場合は「市民への説明要請」を実施する。

また、報告徴収に対する回答が得られない場合も、その旨を踏まえ、再度、「市民への説明要請」を実施する。

なお、前記と併せ、実施した市民への説明要請や当該法人からの報告等については、岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

3 不利益処分の基準

次の場合、NPO法人に対し、不利益処分を速やかに実施する。

(1) 改善命令の実施（NPO法第42条）

NPO法第41条第1項の規定による調査などによりNPO法人に違法な事実があることが明らかになった場合は、違法事由の内容、違法性の程度などを勘案し、下記の方法により改善命令を行う。

なお、改善命令の対象となる違反行為は別に定めるものとする。

ア 弁明の機会の付与

NPO法人に対して、改善命令をしようとする場合には、当事者（当該行政処分の名あて人となる者）に対し、意見陳述・証拠書類等の提出の機会を与えるため、事前に行政手続法に基づく弁明の機会の付与を行う。

イ 改善命令の方法

弁明書の提出期限後2週間を経過しても提出がない場合又は弁明に正当な理由が認められない場合は、当該NPO法人に対し、改善命令を行う。

なお、改善命令は、当事者に対し文書により通知し、その内容は、改善の必要となる措置の内容、改善命令の原因となる事実をできる限り具体的に明示する。

さらに、改善に係る結果等（改善報告書）の提出期限を明記する。

ウ 改善命令の公表等

法人に対して改善命令を行った場合は、報道機関への資料提供を行うとともに岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

また、法人に対して、改善命令に対する「市民への説明要請」を併せて実施する。

なお、説明要請の内容や、その後、法人から提出された改善報告書は、岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

(2) 設立認証の取消処分（NPO法第43条）

設立認証の取消処分にあつては、再度の改善命令や改善命令違反に対する刑事罰（罰金刑）の告発など、当該NPO法人の違法状態を解消するために取り得る他の手段の有無についても十分に検討する。

なお、当該違法行為の程度、当該法人の取組（違法状態の改善のための取組状況や違法状態解消のための代替措置などの取組状況）も十分勘案し、法制度の信頼性や安定性に与える影響等を踏まえ、最終的に設立認証の取消しを行うか否かの判断をする。

設立認証の取消しにあつては、原則として改善命令を経ることとする。

ただし、違法行為をめぐる社会的状況が極めて深刻な場合であつて、改善命令によってはその改善を期待することができないことが客観的状況から判断できる場合に限り、改善命令を経ずし

て設立認証の取消しを行うものとする。

設立認証の取消しは、別に定める要件に該当する場合に限り行うものとし、下記の方法によって行うこととする。

ア 聴聞の手続

設立認証の取消しをする場合には、当事者に対し、意見陳述・質問等の機会を与えるため、事前に行政手続法に基づく聴聞を行う。

イ 設立認証の取消処分の方法

設立認証の取消しに関する決定については、聴聞調書の内容及び聴聞報告書に記載された主宰者の意見及びNPO法人事務所の現地調査等の結果を踏まえ、聴聞終結後速やかに行う。

設立認証の取消処分を行うことを決定したときは、当事者に対し、文書により通知する。その内容は、取消しの原因となった違法行為の内容、違法の根拠となる法令の名称及び該当条文（定款にあっては該当条項）を明記する。

ウ 設立認証の取消処分の公表

設立認証の取消処分を行った場合は、当該行政処分の事実等について、報道機関への資料提供を行うとともに岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

エ 関係機関への通知

設立認証の取消処分を行ったときは、組合等登記令（昭和39年政令第29号）第14条第4項の規定に基づき、当該NPO法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局で解散登記の嘱託を行う。

また、NPO法第32条の4の規定に基づき、当該NPO法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所あてに、NPO法人の解散について通知する。

4 「市民への説明要請」の実施

（1）基本的な考え方

NPO法は、NPO法人について「自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民からの信頼を得て、市民によって育てられていくものとの考えに立ち、広範な情報公開制度を設けることによって広く市民によるチェックの下におくこと」（内閣府に設置された「NPO法の適切な運用等に関する検討会」報告（平成15年2月4日））としている。ここでは、市民による緩やかな監督、あるいはそれに基づくNPO法人の自浄作用による改善、発展が期待されている。

このようなNPO法の理念に照らすと、NPO法人に関する情報は、できる限り広く市民相互に提供され、かつ、共有されることが望まれる。これにより、市民に対して、当該NPO法人について有益な活動が行われていると認め、これに積極的に参加するという機会や、何らかの疑問を抱き、これに説明や改善を求めるといった機会が提供されることとなる。また、NPO法人にとっても広く市民からの支援を得たり、自身への疑問を払拭したりする契機が与えられる。このような市民社会の実現に向けて、行政としても、こうした市民による選択・監視機能が一層発揮されるための環境を整備していくことが重要である。

ところで、市民から所轄庁に対して、認証申請者やNPO法人に関する活動等を懸念する様々な情報が提供されることがある。また、NPO法人からの事業報告書等の不提出や設立認証後の登記未了などの不備等も見受けられる。このような場合、先に述べた環境整備の重要性に鑑みれば、所轄庁としても、提供を受けた情報や不提出等の事実に基づいて、市民間あるいは市民と当

該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることが適当である。

そこで、市民から情報提供がなされた場合や事業報告書等の不提出等の場合、所轄庁として、当該NPO法人に対し、下記（２）のとおりNPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請する（以下「市民への説明要請」という。）こととする。そのうえで、所轄庁における手続の透明性を確保する観点をも加味し、「市民への説明要請」及びこれに対する当該NPO法人による市民への説明の内容につき、基本的に公開することとする。

（２）具体的な内容

ア 「市民への説明要請」を実施する場合

（ア）市民からの情報提供等による「市民への説明要請」の実施

「市民への説明要請」は、あくまでも市民による選択・監視機能が発揮されるための環境整備として自主的な説明を行うよう要請するものであり、NPO法上規定されている所轄庁による監督とは異なり、これに応じなかったということだけで不利益に取り扱われるものではない。

ただし、行政の関与という側面もあるため、これを抑制的に運用することが妥当と考えられる。このため、市民からの情報提供、報道等により、何らかの法令違反に該当することが推認されるなど、認証段階で、申請書類のみをもってしては法定の認証基準に適合することが積極的に示されているとは認められない場合や、監督段階で、必要な場合において実施することとする。

なお、定款変更の認証に関し、NPO法第25条第5項は、同法第12条に定める設立の認証基準を準用していることから、これは定款変更の認証基準にもなっているものと解される。したがって、市民からの情報提供等により当該認証基準への適合性が積極的に示されているとは認められない場合、設立の認証時と同様に実施することとする。

（イ）事業報告書等が提出されていない場合等における「市民への説明要請」の実施

事業報告書等の全部又は一部が提出されていなかった場合、「市民への説明要請」を実施する。

（ウ）監督段階（NPO法第41条・42条）における「市民への説明要請」の実施

監督を行う際にも、市民間あるいは市民と当該NPO法人との間において自由・活発な議論がなされる土壌を創ることの重要性に鑑み、「市民への説明要請」を実施することとする。

具体的には、NPO法人が法令、法令に基づいて行う行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるとき、所轄庁は、当該疑いについて報告徴収等を行うことができる（NPO法第41条第1項）。その報告の内容に関し、当該NPO法人に対し「市民への説明要請」を行うこととする。

また、NPO法人がNPO法第12条第1項第2号、第3号又は第4号に規定する要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令、法令に基づいて行う行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるとき、所轄庁は、改善命令を行うことができる（同法第42条）。それを行う際には、所轄庁は、当該NPO法人に対し是正措置を採ることを命ずるとともに、その是正措置の内容に関し、「市民への説明要請」を行うこととする。

イ 「市民への説明要請」の内容

NPO法人に対しては、①おおむね以下の事項につき市民に対する説明を自主的に実施する、②実施された説明内容（対外的に公表されたもの）を記載した文書を所轄庁に対し速やかに送付することについて、文書をもって要請することとする。その際、情報提供者に関する個人情報について、所轄庁として、取扱いに十分配慮すべきことはいうまでもない。

(ア) 提供された情報内容等に関する事実関係

(イ) 認証段階においては、認証基準への適合性を積極的に示す事項

監督段階においては、報告徴収の報告の内容、改善命令に対する是正措置の内容

なお、事業報告書等が提出されていない場合及び設立の認証後登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書が提出されていない場合には、提出されていない理由及び今後の提出の予定等に関し説明を要請することとする。

ウ 「市民への説明」の方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、当該NPO法人の検討に委ねられるものである。参考例としては以下のものがある。

なお、説明内容を記載した文書を所轄庁に対して送付し、所轄庁のホームページに掲載することによって代替することもできるよう配慮する。

(例)

- ・ 申請者の住居所や当該NPO法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・ 当該NPO法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内をあらかじめ周知しておくことが望ましいと考えられる。）

監督権行使及び不利益処分に係る実施基準について

平成22年11月 1 日

第1 業務又は財産に関する報告徴収及び立入検査の実施（特定非営利活動促進法第41条第1項）

1 特定非営利活動促進法（以下、この基準において「法」という。）違反

（1）法人の維持存続・運営に関する事項のうち、特に重要なもの

- ・ 法第2条（定義）違反
- ・ 法第5条（その他の事業）違反
- ・ 法第8条が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年第48号）第78条（代表者の行為についての損害賠償責任）違反
- ・ 法第12条第3号（暴力団非該当性）違反

（2）法人の管理運営に係る事項

- ・ 法第12条第4号（設立認証基準のうち社員数要件）違反
- ・ 法第15条（役員の定数）違反
- ・ 法第19条（監事の兼職禁止）違反
- ・ 法第20条（役員の欠格事由）違反
- ・ 法第21条（役員の親族等の排除）違反
- ・ 法第22条（役員の欠員事由）違反
- ・ 法第24条第1項（役員の任期）違反
- ・ 法第28条第2項（事業報告書等の閲覧）違反

（3）届出及び報告書等の未提出

- ・ 法第23条第1項（役員変更届）の未提出
- ・ 法第25条第6項（定款変更届）の未提出
- ・ 法第29条第1項（事業報告書等）の未提出
- ・ 法第31条第4項（解散届）の未提出
- ・ 法第31条の8（清算人就任届）の未提出
- ・ 法第32条の3（清算終了届）の未提出
- ・ 法第39条第2項（合併登記完了届）の未提出

第2 改善命令の実施（法第42条）

1 法第12条第1項第2号（設立認証基準）の違反

- （1）特定非営利活動を行うことを主たる目的としていないことが認められる
- （2）営利を目的としていることが認められる
- （3）社員の資格の得喪について、不当な条件を付していると認められる
- （4）役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1を超えている
- （5）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としていと認められる
- （6）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としていと認められる
- （7）特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていと認められる

2 法12条第1項第3号（設立認証基準）の違反

法人が暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当していることが、法第43条の2の規定に基づく警視総監若しくは警察本部長の意見聴取又は法第43条の3の規定に基づく警察本部長から県への意見により、確認できたとき。

3 法第12条第1項第4号（設立認証基準）の違反

法人が10人以上の社員を有していないことが、法第29条第1項の規定に基づいて提出される事業報告書等、役員名簿等及び定款等又は法第41条第1項の規定に基づく報告・検査その他の調査により県が収集した資料若しくは市民から情報提供された資料等の証拠から事実確認ができたとき。

4 法令又は定款に違反

前記以外の法の規定、法に基づく政令若しくはその他の法令（法律、政令、府省令のほか、人事院、会計検査院、裁判所、国会各議院の規則、地方公共団体の条例、規則等を含む。）の違反又は当該法人の定款の違反について、法第29条第1項の規定に基づいて提出される事業報告書等、役員名簿等及び定款等又は法第41条第1項の規定に基づく報告・検査その他の調査により県が収集した資料若しくは市民から情報提供された資料等の証拠から合理的に事実確認ができたとき。

5 法令に基づいてする行政庁の処分に違反（いずれかに該当した場合）

- （1）法第41条第1項の規定に基づく報告命令に対して報告をしなかった又は虚偽の報告をしたとき
- （2）法第41条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したとき
- （3）法第42条の規定に基づく改善命令に従わなかった又は回答しなかったとき
- （4）法人が行う事業等に関する関係法令に基づく行政庁の処分に違反したとき

6 その運営が著しく適正を欠くと認めるとき（いずれかに該当した場合）

- （1）法人の監事から、法第18条第3号の規定に基づき、具体的な証拠書類を付した上で、法人の業務又は財産に関し不正な行為について所轄庁に報告があったとき
- （2）法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなり、法第31条の3に定める破産手続開始の決定の要件に該当したとき
- （3）法人の運営が著しく公共の福祉を害すると認められるとき

第3 設立認証の取消し（法第43条第1項、第2項）の実施

1 法第42条に基づく改善命令に従わなかった場合又は改善命令の期限内に回答がなかった場合であって、次のいずれかに該当したとき

- （1）当該法人の事業等において、ほかに所管庁がないとき
- （2）法人が実施した事業に関する個別業法等に基づき、当該事業所管庁が指導・監督・処分を行うことができない場合又は行ってもその改善が見込まれないとき
- （3）法人の役員全員が欠けたとき（死亡若しくは生存していても欠格事由に該当したとき又は事実上若しくは法律上の原因から職務活動をすることができないとき）
- （4）法人の役員全員の所在が不明であるとき

2 過去3年以上にわたって法第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないとき

- （1）法第29条第1項及び特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条

例第47号) 第3条第1項の規定により義務付けられた、毎年1回の提出期限(法人の事業年度始めの3月以内)を経過した時点において、法人が事業報告書等、役員名簿等又は定款等を過去3年間にわたって1度も提出していないときに適用する。

- (2) ただし、休眠法人(法第29条第1項の規定により義務付けられた書類の提出を行わない法人をいう。)の整理のための規定であることを踏まえ、法人が事業報告書等、役員名簿等又は定款等のうちいずれか1つの書類でも提出している場合及び法人が不完全な書類(法定の記載事項を満たしていない書類をいう。)を提出している場合には、前記(1)を適用しない。

なお、書類の一部提出及び不完全な書類の提出は、法第29条第1項違反に該当するため、法第42条の規定による改善命令の対象となる。

3 法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないとき

- (1) 法第42条の規定による改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかなきときは、次のいずれかに該当した場合をいう。

ア 法人が違法行為(詐欺行為、暴力行為等)を行っていることが明らかであるとき

イ 改善命令を行っている間にも、市民が当該違法行為による深刻な被害を被るおそれがあるとき

ウ 違法行為による被害者が続出し、速やかに監督権限を行使しなければ、法の趣旨が著しく損ねられる可能性が高いとき

エ 法第10条第1項第2号イ及びロ、並びに同項第4号の書類における虚偽が明らかに認められるとき

- (2) 他の方法により監督の目的を達することができないときは、次のいずれかに該当した場合をいう。

ア 当該法人の事業等において、ほかに所管庁がないとき

イ 法人が実施した事業に関する個別業法等に基づき、当該事業所管庁が指導・監督・処分を行うことができないとき又は行ってもその改善が見込まれないとき

ウ 法人の役員全員が欠けたとき(死亡若しくは生存していても欠格事由に該当したとき又は事実上若しくは法律上の原因から職務活動をすることができないとき)

エ 法人の役員全員の所在が不明であるとき

オ 法人の役員が社員の所在を把握しておらず、法人の総会が年1回開催されていないとき

市民への説明要請実施基準について

平成22年11月 1 日

1 市民から情報等が寄せられたときの対応

(1) 実施基準

市民から情報等が寄せられたときには、アからエの基準に基づき、総合的に判断した上で、当該団体に対して、運用方針に定める市民への説明要請を行う。

ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

ア 情報提供が概ね5件以上で複数の者からの提供であること

イ 情報提供の内容に合理性があり、法令等に違反することをうかがわせる具体的な情報であること

ウ 客観的証拠があること

エ 情報提供者の属性に問題がないこと（当該団体との利害関係の有無、同一グループによる情報か否か等）

緊急の場合とは、運営が著しく適正を欠いている疑いがあり、速やかに対応する必要がある場合などである。

(2) 報告期限

当該団体に対して17日以内に県に報告するよう求める。

(3) 実施後の対応

NPO法人から回答があったときは、原則として1か月間、これを岩手県公式ホームページ（<http://www.pref.iwate.jp/>）に掲載し、公表する。

改善がみられない場合には、改善が見受けられるまで期間を延長して公表する。

また、1か月の報告期限を過ぎても回答がない場合にも、回答があるまで、その旨を岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

2 法令に基づく書類を提出しないときの対応

(1) 実施基準

特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）第3条第1項の規定による提出期限後1か月を経過しても、NPO法第29条第1項に規定する事業報告書等の書類が提出されていない場合は、当該法人に対して書類の提出を督促する。

督促して1か月経過しても提出されない場合には、再度督促する。

再度督促して2か月経過しても、なお書類が提出されない場合には、裁判所に対して、過料事件通知書を送付する。

3年以上にわたって提出がない場合には、市民への説明要請を実施する。

(2) 報告期限

当該団体に対して17日以内に県に報告するよう求める。

(3) 実施後の対応

県は、①当該団体に報告を求めたとき、及び②当該団体から報告がなされたとき、又は③期限を過ぎても当該団体から報告がなされなかったときに、岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

なお、岩手県公式ホームページでの公開は、NPO法人から書類が提出されたときに削除するものとする。

3 報告徴収、改善命令等を実施したときの対応

(1) 実施基準

報告徴収、改善命令等のNPO法上の監督を実施した場合、及び当該NPO法人が報告や改善措置等を行わない場合は、この旨岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

(2) 報告期限

当該団体に対して14日（報告徴収は17日）以内に県に報告するよう求める。

(3) 実施後の対応

県は、①当該団体に報告徴収、改善命令等を実施したとき、及び②当該団体から報告等がなされたとき、又は③の期限を過ぎても当該団体から報告等がなされなかったときに、岩手県公式ホームページに掲載し、公表する。

なお、岩手県公式ホームページでの公開は、NPO法人から書類が提出されたときに削除するものとする。

4 岩手県公式ホームページにおける公開基準

(1) 方法

原則として、当該団体から提出された文書をスキャナにより複写して公開する。

(2) 公開しない場合

次の場合には、当該団体から提出された文書の記載の一部を削除して公開するものとする。

- ア 個人情報保護の観点から公開することが適切でない記載がある場合
- イ 特定の個人又は団体を誹謗中傷し、又はそのおそれのある記載がある場合
- ウ 政治活動又は宗教活動に該当する記載がある場合
- エ 営利活動に該当する記載がある場合
- オ 犯罪を誘発し、又はそのおそれのある情報を提供する記載がある場合
- カ 公序良俗に反する記載がある場合
- キ その他市民への説明要請の趣旨に反する記載がある場合

V その他法人運営に必要な届出

1 登記

登記手続が必要な場合

- ① NPO法人を設立する時
- ② 名称、目的及び業務等を変更する場合
- ③ 代表権を有する役員を変更する場合（重任の場合、住所氏名の変更の場合を含む。）
- ④ 他の特定非営利活動法人与合併する場合
- ⑤ 法人を解散する場合
- ⑥ 主たる事務所を移転する場合

手続窓口は、法務局（P165）です。

※法人登記については、法務省ホームページ参照

商業・法人登記の申請書様式 http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-1.html

オンラインによる商業・法人登記申請 <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>

(1) 登記を行う者

登記の申請は、法人を代表する者（代表権を有する理事のうち、印鑑届をすべき者）が行う。

※郵送又はオンラインによる申請も可能

(2) 登記事項（組合等登記令第2条に規定）

登記しなければならない事項は、次のとおり。

登 記 事 項	内 容
ア 目的及び業務	定款に記載された目的、活動の種類、特定非営利活動に係る事業及びその他事業
イ 名称	定款に記載された名称 ※登記に使用できる符号には制限がありますので、事前確認のこと。
ウ 事務所の所在場所	主たる事務所の所在地
エ 代表権を有する者の氏名及び住所又は居所資格	定款に記載された設立当初の役員名簿のうち、代表権を有する理事の氏名、住所又は居所 ※住所又は居所は住民票と一致すること。
オ 定款に、代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め	定款に、理事の代表権の範囲又は制限の定めを置いたときは、その定めを登記します。 詳しくは、管轄法務局にお尋ねください。
カ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由	定款に記載された存続期間又は解散事由（法定の解散事由を除く） ※定款に規定しない場合は記載不要

※法人登記申請には、登録免許税が課税されません。

(3) 設立の登記

特定非営利活動法人は、所轄庁から法人設立の認証を受けただけでは、成立しません。法務局において登記をすることで、正式に法人として成立します。(法第13条第1項)

ア 登記期間

主たる事務所については、認証後2週間以内に、所在地を管轄する法務局の登記所において行うこと。

イ 必要書類等

設立登記申請と同時に印鑑届書等を提出し、印鑑登録すること。必要な書類等は次のとおり。
登記後は、所轄庁への登記完了届出書に添付する登記事項証明書をとること。

必要書類等	備 考
(ア) 設立登記申請書	法務省ホームページ参照
(イ) 登記すべき事項を記録した CD-R 又は記載した用紙	登記すべき事項を CD-R に記録して提出
(ウ) 定款	現行定款である旨、法人を代表する者が証明したもの
(エ) 県等の発行した設立の認証に関する書類	登記申請の際、原本と写しを持参し、法務局で「原本還付」の手続きをとること。写しには法人を代表する者が原本証明をする。
(オ) 代表権を有する者の資格を証する書面（代表権を有する理事については、理事の就任承諾書と代表権を有する理事の就任承諾書が必要となります）	
(カ) 印鑑届書	法務局で配付（法務省ホームページからダウンロードすることもできます）
(キ) 法人の代表印	
(ク) 代表者個人の実印とその印鑑証明書	
(ケ) 委任状	代理人が申請する場合に必要

※ 法人の設立について登記完了後、遅滞なく所轄庁に届出すること。（P11 参照）

(4) 変更の登記

ア 登記期間

主たる事務所については、2週間以内に所在地を管轄する法務局の登記所において行うこと。

※ その他の事務所の場合、変更登記手続が必要な場合は次に限ります。

- (ア) 名称を変更する場合
- (イ) 主たる事務所の所在場所を変更する場合

イ 「名称（認定・仮認定特定非営利活動法人への名称変更も含む）」、「目的及び業務」、「存続期間・解散の事由」の定めの変更

必要書類等	備 考
(ア) 変更登記申請書	法務省ホームページ参照
(イ) 定款	現行定款である旨、法人を代表する者が証明したもの
(ウ) 社員総会議事録	定款の変更を議決した社員総会の議事録
(エ) 定款変更認証書	原本と写し (設立の場合と同様)
(オ) 委任状	代理人が申請する場合に必要

ウ 代表権を有する理事の変更

必要書類等	備 考
(ア) 変更登記申請書	法務省ホームページ参照
(イ) 定款	現行定款である旨、法人を代表する者が証明したもの
(ウ) 理事の退任を証する書面	辞任届等
(エ) 理事の選任を証する書面	定款で定められた理事の選任機関の議事録等
(オ) 就任の承諾を証する書面	就任承諾書等
(カ) 代表権を有する理事の選任を証する書面（定款に定めがある場合）	定款で定められた選任機関の議事録等
(キ) 印鑑証明書	社員総会議事録等に署名押印した署名者全員の印鑑の印鑑証明書。ただし、議事録に現任の理事（代表者）が署名し、その者が理事に就任した際に法務局に提出している印鑑と同一のものが押印されている時は、これらの印鑑証明書は不要。
(ク) 委任状	代理人が申請する場合に必要
(ケ) 印鑑届書	印鑑を提出している理事が退任し、新たに理事が印鑑を提出する場合は、変更の登記申請と同時に提出する。新たな代表者個人の実印と印鑑証明書必要。

エ 事務所の所在場所の変更

必要書類等	備 考
(ア) 変更登記申請書	法務省ホームページ参照
(イ) 定款	現行定款である旨、法人を代表する者が証明したもの

(ウ) 社員総会議事録	定款の変更を議決した社員総会の議事録	原本と写し (設立の場合と同様)
(エ) 理事会議事録	管轄登記所外に移転する場合のみ必要	
(オ) 定款変更認証書		
(カ) 委任状	代理人が申請する場合に必要	

ポイント

役員の変更について

特定非営利活動法人の役員任期（理事又は監事）は、法第 24 条により、2 年以内において定款で定める期間となっています。

下記の場合は、変更登記が必要となります。

- ・任期が訪れ、役員が重任、退任又は新たに就任したとき
- ・役員の死亡、解任又は辞任により役員が退任したとき
- ・役員が住所変更したとき

※・設立当初の役員の任期は定款附則の規定を確認下さい

※理事の選任手続を怠ると、先に仮理事(法第 17 条の 3)の登記をしなければならない場合がありますのでご留意下さい。

※ 代表権を有する理事の変更登記手続きについては、管轄法務局にお尋ねください。

岩手県内法務局一覧

【商業・法人登記】

法務局名	管轄市町村	電話番号	住 所
盛岡地方法務局 本局(登記事務)	岩手県全域	019-624-9851	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目 9 番 15 号 盛岡第 2 合同庁舎
盛岡地方法務局 花巻支局	1 各種証明書交付事務の み取扱 2 印鑑提出等に関する事 務、印鑑カードに関する事 務及び電子認証に関する事 務	0198-24-8311	〒025-0038 花巻市不動町一丁目 1 - 1
盛岡地方法務局 二戸支局		0195-25-4811	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-1 二戸合同庁舎 3 階
盛岡地方法務局 宮古支局		0193-62-2337	〒027-0038 宮古市小山田 1-1-1 宮古合同庁舎 3 階
盛岡地方法務局 水沢支局		0197-24-0511	〒023-0032 奥州市水沢字多賀 97
盛岡地方法務局 大船渡出張所		0192-26-2606	〒020-0033 大船渡市盛町字宇津野沢 8-1

【不動産登記】

法務局名	管轄市町村	電話番号	住 所
盛岡地方法務局 本局(登記事務)	盛岡市、八幡平市、滝沢市、 雫石町、葛巻町、岩手町、 滝沢市、紫波町、矢巾町	019-624-9851	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目 9 番 15 号
盛岡地方法務局 花巻支局	花巻市、遠野市、北上市、 西和賀町	0198-24-8311	〒025-0038 花巻市不動町一丁目 1 - 1
盛岡地方法務局 二戸支局	久慈市、二戸市、軽米町、 野田村、九戸村、洋野町、 一戸町	0195-25-4811	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-1
盛岡地方法務局 宮古支局	宮古市、釜石市、大槌町、 山田町、岩泉町、田野畑村、 普代村	0193-62-2337	〒027-0038 宮古市小山田 1-1-1
盛岡地方法務局 水沢支局	一関市、奥州市、金ヶ崎町、 平泉町	0197-24-0511	〒023-0032 奥州市水沢字多賀 97
盛岡地方法務局 大船渡出張所	大船渡市、陸前高田市、住 田町	0192-26-2606	〒020-0033 大船渡市盛町字宇津野沢 8-1

※本局、支局、出張所で取り扱い事務が違いますので、詳細については、法務局ホームページ若しくは盛岡地方法務局本局(登記事務)にお問い合わせください。

2 税務・労務

税率や課税免除等税制全般については、P 169 を参照してください。

(1) 国税の手続き <https://www.nta.go.jp/>

法人税法上の収益事業を行う場合や従業員等に給与の支払いを行う場合、国税の手続きをします。(窓口 P 175 参照)

ア 収益事業開始の届出

法人税法上の収益事業を開始した法人は税務署に届出が必要です。

特定非営利活動に係る事業であっても、事業内容によっては法人税法上の収益事業に該当する場合があります。

法人税法上の収益事業とは、次の明種類の事業を、継続して事業場を設けて営むことをいいます。この事業には、その収益事業の事業活動の一環として、あるいは関連して付随的に行われる行為も含まれます。

法人税法上の収益事業

(1) 物品販売業 (2) 不動産販売業 (3) 金銭貸付業 (4) 物品貸付業 (5) 不動産貸付業 (6) 製造業 (7) 通信業 (8) 運送業 (9) 倉庫業 (10) 請負業 (11) 印刷業 (12) 出版業 (13) 写真業 (14) 席貸業 (15) 旅館業 (16) 料理飲食業 (17) 周旋業 (18) 代理業 (19) 仲立業 (20) 問屋業 (21) 鉱業 (22) 土石採取業 (23) 浴場業 (24) 理容業 (25) 美容業 (26) 興行業 (27) 遊技所業 (28) 遊覧所業 (29) 医療保健業 (30) 技芸・学力教授業 (31) 駐車場業 (32) 信用保証業 (33) 無体財産権の提供業 (34) 労働者派遣業

提出期限	収益事業を開始した日から 2 か月以内	
提出書類	収益事業開始届出書	国税庁ホームページに様式あり
	収益事業の概要を記載した書類	団体準備
	収益事業についての貸借対照表	
	定款等の写し	
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本	

※ 記載事項の訂正のため、代表者印を持参したほうが良い。

※ その他、青色申告制度を活用することで、さまざまな特典を受けられる場合がありますので、ご確認ください。

イ 源泉徴収等の手続き

給与等を支払うようになった場合、源泉徴収の事務を行うため手続きが必要です。

提出期限	給与支払事務所等を開設した日から 1 か月以内	
提出書類	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	国税庁ホームページに様式あり

※ 記載事項の訂正のため、代表者印を持参したほうが良い。

ウ 消費税の手続き

基準期間（2事業年度前）の課税売上高（基準期間が1年でない場合については、12か月（1年）に換算。）が1,000万円を超える場合は、届出が必要です。

提出期限	課税事業者となる場合速やかに	
提出書類	消費税課税事業者届出書	国税庁ホームページに様式あり

※ 記載事項の訂正のため、代表者印を持参したほうが良い。

※ 設立1期目、2期目は、基準期間がないので、原則として課税事業者には該当しない。

(2) 県税の手続き

法人税法上の収益事業の有無に関わらず、県に対して、法人県民税及び法人事業税の手続きが必要です。（問い合わせ先 P176 参照）

提出期限	設立又は事業所設置の日から10日以内	
提出書類	法人の事業開始等申告書	各広域振興局（県税部、県税センター、県税室）に様式あり 岩手県県税ホームページ（けんぜいねっと）にも様式掲載あり
	定款（コピー可）	団体準備
	登記事項証明書（コピー可）	

※ 記載事項の訂正のため、代表者印を持参したほうが良い。

※ 税法で定められた収益事業を行わない場合は、申請により、法人県民税（均等割）の課税が免除される場合があります。詳細については、各広域振興局（県税部、県税センター、県税室）へお問い合わせください。

(3) 市町村税の手続き

法人税法上の収益事業の有無に関わらず、事務所または事業所が所在する市町村に対し、法人市町村民税の手続きが必要です。

手続きは市町村の条例で定められており、市町村毎に異なりますが、概ね次のとおりです。

提出期限	事業開始又は事業所設置日から概ね10日以内	
提出書類	法人設立等届出書	各市町村税務担当課に様式あり
	定款（コピー）	団体準備
	登記事項証明書（コピー可）	

※ 記載事項の訂正のため、代表者印を持参したほうが良い。

(4) 労働基準監督署・公共職業安定所への手続き

労働者を雇用する場合、労務関係の手続きが必要です。

下記の他にも「就業規則」（常時 10 人以上の労働者を雇用する場合）、「時間外労働・休日労働に関する協定届」（残業等がある場合）などの届出があります。

ア 就業関係

労働者を 1 人でも雇用する場合は、労働基準監督署に「適用事業報告」を提出します。（窓口 労働基準監督署 P 170 参照）

提出期限	対象となった日から遅滞なく	
提出書類	適用事業報告（2 部）	労働基準監督署に様式あり

※ 記載事項の訂正のため、法人の印鑑を持参したほうが良い。

イ 労働保険

労働保険とは労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます）と雇用保険とを総称した言葉です。保険給付は両保険制度で別個に行われますが、保険料の納付等については原則一体のものとして取り扱われています。労働者（パートタイマー、アルバイト含む）を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません（農林水産業の一部の事業は除きます。）

（ア）労働者災害補償保険（労災保険）

労働者を 1 人でも雇用する場合は、労災保険に加入する必要があります。

（窓口 労働基準監督署 P 170 参照）

提出期限	雇用した日の翌日から 10 日以内（労働保険概算保険料申告書は 5 0 日以内）	
提出書類	労働保険関係成立届	労働基準監督署・公共職業安定所に様式あり
	労働保険概算保険料申告書	労働基準監督署に様式あり

※ 記載事項の訂正のため、法人の印鑑を持参したほうが良い。

※ 保険料は全額事業主が負担

（イ）雇用保険

事業を開始して労働者を雇用した場合（雇用保険の加入要件を満たしている場合に限る。）は、雇用保険に加入する必要があります。

（窓口 公共職業安定所 P 171 参照）

提出期限	雇用した日の翌日から 10 日以内	
提出書類	労働保険関係成立届の控え	労働基準監督署に提出したもの の控え（上記①の表参照）
	雇用保険適用事業所設置届	公共職業安定所に様式あり
	雇用保険被保険者資格取得届	公共職業安定所に様式あり

- ※ 記載事項の訂正のため、法人の代表印を持参したほうが良い。
- ※ 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、従業員の雇用保険被保険者証、登記事項証明書等の提示を求められる場合がある。
- ※ 保険料は事業主と労働者双方で負担

◎ その他労働関係は、厚生労働省又は岩手労働局ホームページをご覧ください。

厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukin/hoken/980916_1.html

岩手労働局

<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

岩手県内 労働基準監督署一覧

労働基準監督署名	管轄区域	電話番号	住 所
盛岡 労働基準監督署	盛岡市、八幡平市、滝沢市、葛巻町、岩手町、雫石町、矢巾町、紫波町	019-604-2530	〒020-8523 盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第 2 合同庁舎 6 階
宮古 労働基準監督署	宮古市、田野畑村、岩泉町、山田町	0193-62-6455	〒027-0073 宮古市緑ヶ丘 5-29
釜石 労働基準監督署	釜石市、大槌町、遠野市（宮守町を除く）	0193-23-0651	〒026-0041 釜石市上中島町 4-3-50 NTT 東日本上中島ビル 1 階
花巻 労働基準監督署	花巻市、西和賀町、遠野市のうち宮守町、北上市、金ヶ崎町、奥州市のうち水沢・江刺・胆沢	0198-23-5231	〒025-0076 花巻市城内 9-27 花巻合同庁舎 2 階
一関 労働基準監督署	一関市、平泉町、奥州市のうち衣川・前沢	0191-23-4125	〒021-0864 一関市旭町 5-11
大船渡 労働基準監督署	大船渡市、住田町、陸前高田市	0192-26-5231	〒022-0002 大船渡市大船渡町字台 13-14
二戸 労働基準監督署	二戸市、洋野町、軽米町、一戸町、九戸村、久慈市、野田村、普代村	0195-23-4131	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-1 二戸合同庁舎 2 階

岩手県内 公共職業安定所一覧

公共職業安定所名	管轄区域	電話番号	住 所
盛岡 公共職業安定所	盛岡市、八幡平市、 滝沢市、岩手郡（葛 巻町を除く）、紫波 郡	職業紹介第一部門 019-624-8902 職業紹介第二部門 019-624-8903 専門相談部門 019-624-8904 求人企画部門 019-624-8905 雇用保険適用課 019-624-8906 雇用保険給付課 019-624-8907	〒020-0885 盛岡市紺屋町 7-26
沼宮内出張所	岩手郡のうち葛巻 町、岩手町	0195-62-2139	〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内 7-11-3
釜石 公共職業安定所	釜石市、遠野市、上 閉伊郡	0193-23-8609	〒026-0043 釜石市新町 6-55
遠野出張所	遠野市	0198-62-2842	〒028-0524 遠野市新町 2-7
宮古 公共職業安定所	宮古市、下閉伊郡 （普代村を除く）	0193-63-8609	〒027-0038 宮古市小山田 1-1-1 宮古合同庁舎 1F
花巻 公共職業安定所	花巻市	0198-23-5118	〒025-0076 花巻市城内 9-27 花巻合同庁舎 1 階
一関 公共職業安定所	一関市、西磐井郡	0191-23-4135	〒021-0026 一関市山目字前田 13-3
水沢 公共職業安定所	奥州市、胆沢郡	0197-24-8609	〒023-8502 奥州市水沢東中通り 1-5-35
北上 公共職業安定所	北上市、和賀郡	0197-63-3314	〒024-0091 北上市大曲町 5-17
大船渡 公共職業安定所	大船渡市、陸前高田 市、気仙郡	0192-27-4165	〒022-0002 大船渡市大船渡町字赤沢 17-3 大船渡合同庁舎
二戸 公共職業安定所	二戸市、二戸郡、九 戸郡のうち軽米町、 九戸村	0195-23-3341	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-1 二戸合同庁舎 1 階
久慈 公共職業安定所	久慈市、九戸郡（軽 米町、九戸村を除 く）、下閉伊郡のう ち普代村	0194-53-3374	〒028-0051 久慈市川崎町 2-15

(5) 年金事務所への手続き

すべての法人事業所、常時 5 人以上の従業員のいる個人事業所（サービス業の一部、農林業・水産業・畜産業・法務・宗教などの非適用業種の事業所は除く）は、健康保険・厚生年金保険に加入する必要があります。手続きは年金事務所で行います。

※ 保険料は事業主と被保険者で折半負担

提出期限	当該事実の発生から 5 日以内	
提出書類	新規適用届	年金事務所に用紙あり 日本年金機構ホームページにも様式掲載あり 手続きの相談等は年金事務所へ
	法人（商業）登記簿謄本 （提出日から 90 日以内に発行されたもの）	
	法人番号決定通知書の写	
	保険料口座振替納付申出書	
	被保険者資格取得届	
	被扶養者（異動）届 （被扶養者がいる場合）	

※ 記載事項の訂正のため、法人代表者の印鑑を持参したほうが良い。

※ 事業所の所在地が登記上の所在地と異なる場合は賃貸契約書の写し等も必要。

※ 被扶養者（異動）届には状況により以下の書類等が必要。

- ・学生と未就学児を除き、所得税法の規定による扶養親族等になっていない場合は非課税証明書等の所得に関する証明書類
- ・直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外（3 親等内の親族）の場合は同居確認のため被保険者世帯全員の住民票等（提出日から 90 日以内に発行されたもの）

岩手県内 年金事務所一覧

年金事務所名	管轄区域	電話番号	住 所
盛岡 年金事務所	【健保・厚年・国年】 盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手郡、紫波郡	019-623-6211	〒020-8511 盛岡市松尾町 17-13
花巻 年金事務所	【健保・厚年・国年】 花巻市、北上市、遠野市、和賀郡	0198-23-3351	〒025-8503 花巻市材木町 8-8
二戸 年金事務所	【健保・厚年・国年】 二戸市、久慈市、二戸郡、九戸郡	0195-23-4111	〒028-6196 二戸市福岡字川 又 18-16
一関 年金事務所	【健保・厚年・国年】 一関市、大船渡市、陸前高田市、奥州市、胆沢郡、西磐井郡、気仙郡	0191-23-4246	〒021-8502 一関市五代町 8-23
宮古 年金事務所	【健保・厚年・国年・船保】 宮古市、釜石市、上閉伊郡、下閉伊郡	0193-62-1963	〒027-8503 宮古市太田 1-7-12

3 税制全般

法人に対しては、いろいろな税金が課されます。ここでは、一部例を挙げて説明します。詳しくは、最寄りの税務署（P 175、国税関係）、各広域振興局（県税部、県税センター、県税室）（P 176、県税関係）、並びに各市町村の税務担当課等（市町村税関係）にご相談ください。

(1) 国税

NPO法人が行う事業は、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」に区分されています。

特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上の収益事業に該当する場合（法人税法に規定された「収益事業」）は、課税されます。

それ以外の所得については非課税です。

※ 詳細については、国税庁ホームページをご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/>

(2) 地方税

地方税には、すべての法人に課税される法人県民税・法人市町村民税と、法人税法上の収益事業を行う場合に課税される法人事業税があります。

法人市町村民税は、事務所または事業所が複数の市町村にあるときは、それぞれの市町村において課税されます。

また、法人県民税・法人市町村民税の均等割は、所得の有無にかかわらず原則として課税されますが、申請によって課税免除又は減免制度があります。（P 174）

なお、県税に関する詳細については各広域振興局（県税部、県税センター、県税室）（P 176）へ、市町村税に関する詳細については各市町村の税務担当課等へご相談ください。

(3) その他の税

法人の運営状況等により、下記のとおり課税される場合があります。詳しくは、それぞれ所管する行政機関に確認してください。

また、課税免除が受けられる場合もありますので、併せてご確認ください。
（県税の課税免除措置はP 174 のとおり）

NPO法人に対する県税の課税免除措置

根拠法令 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例
(平成 14 年 3 月 29 日施行) 平成 28 年 12 月 22 日改正

法人県民税の均等割の課税免除

- 1 収益事業を行わないNPO法人については、法人県民税の均等割を免除
- 2 収益事業を行うNPO法人については、NPO法人の設立の日から3年以内に終了する各事業年度のうち法人事業税の課税標準となる所得（繰越欠損金がある場合は、その控除後の所得とする。）が生じない事業年度に限り、当該事業年度に係る法人県民税の均等割を免除

不動産取得税の課税免除

- 1 NPO活動の用に供する不動産を無償で譲り受けたNPO法人については、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税を免除
- ※ 不動産を譲り受けたとは、土地を譲り受けた場合や、既存の建物を譲り受けた場合をいうものであり、新築家屋の取得は該当しません。また、建物を持分取得した場合や、建物の一部にNPO活動の用に供されない部分がある場合は、その持分以外の部分やNPO活動の用に供されていない部分については課税免除の対象になりません。

自動車取得税の課税免除

- 1 NPO活動の用に供するための自動車を無償で譲り受けたNPO法人については、当該自動車の取得に対して課する自動車取得税を免除
- ※ なお、自動車を譲り受けたとは、既に登録された自動車を譲り受けた場合をいうものであり、新車登録による取得は課税免除の対象になりません。
- 2 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受けたNPO法人については、次に掲げるサービスの用に供する自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得に対して課する自動車取得税を免除
 - (1) 通所介護（介護保険法第8条第7項）
 - (2) 通所リハビリテーション（介護保険法第8条第8項）
 - (3) 短期入所生活介護（介護保険法第8条第9項）
 - (4) 短期入所療養介護（介護保険法第8条第10項）
 - (5) 地域密着型通所介護（介護保険法第8条第17項）
 - (6) 認知症対応型通所介護（介護保険法第8条第18項）
 - (7) 小規模多機能型居宅介護（介護保険法第8条第19項）
 - (8) 介護予防通所リハビリテーション（介護保険法第8条の2第6項）
 - (9) 介護予防短期入所生活介護（介護保険法第8条の2第7項）
 - (10) 介護予防短期入所療養介護（介護保険法第8条の2第8項）
 - (11) 介護予防認知症対応型通所介護（介護保険法第8条の2第13項）
 - (12) 介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法第8条の2第14項）
 - (13) 第一号通所事業（介護保険法第115条の45第1項第1号ロ）
 - 3 次に掲げる自動車（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に係る自動車の取得に対して課する自動車取得税を免除
 - (1) 障害児通所支援事業等（児童福祉法第34条の3第2項）のうち、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスの用に供する自動車
 - (2) 障害福祉サービス事業（障害者総合支援法第79条）のうち、同法第5条第8項に規定する短期入所であって児童福祉法第4条第2項に規定する障害児、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者及び知的障害者福祉法にいう知的障害者に係るものの用に供するもの
 - (3) 老人デイサービス事業の用に供するもの（老人福祉法第5条の2第3項）
 - (4) 老人短期入所事業の用に供するもの（老人福祉法第5条の2第4項）

自動車税の課税免除

NPO法人が所有する自動車のうち、上記「自動車取得税の課税免除2又は3」の対象となる自動車に対して課する自動車税を免除

国税に関する問い合わせ先 税務署

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
盛岡 税務署	〒020-8677 盛岡市本町通3丁目8番37号	019-622-6141	盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手郡、紫波郡
宮古 税務署	〒027-8504 宮古市小山田1丁目1番1号 宮古合同庁舎	0193-62-1921	宮古市、下閉伊郡のうち山田町、岩泉町、田野畑村
大船渡 税務署	〒022-0003 大船渡市盛町字下館下7番地22	0192-26-3481	大船渡市、陸前高田市、気仙郡
水沢 税務署	〒023-0856 奥州市水沢西上野町3番5号	0197-24-5111	奥州市、胆沢郡
花巻 税務署	〒025-8602 花巻市材木町8番20号	0198-23-3341	花巻市、北上市、和賀郡
久慈 税務署	〒028-0051 久慈市川崎町15番15号	0194-53-4161	久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町、野田村
一関 税務署	〒021-0877 一関市城内3番2号一関合同庁舎	0191-23-4205	一関市、西磐井郡
釜石 税務署	〒026-0052 釜石市小佐野町3丁目8番24号	0193-25-2081	遠野市、釜石市、上閉伊郡
二戸 税務署	〒028-6101 二戸市福岡字八幡下16番地	0195-23-2701	二戸市、九戸郡のうち軽米町、九戸村、二戸郡

県税に関する問い合わせ先

受付窓口	管轄市町村	所在地・電話番号
盛岡広域振興局 (県税部)	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 TEL 019-629-6543 FAX 019-626-2146
県南広域振興局 (県税部)	奥州市、金ヶ崎町	〒023-0053 奥州市水沢大手町 1-2 TEL 0197-22-2821 FAX 0197-22-4350
県南広域振興局 花巻県税センター	花巻市、遠野市、北上市、西和賀町	〒025-0075 花巻市花城町 1-41 TEL 0198-22-4912 FAX 0198-22-2529
県南広域振興局 一関県税センター	一関市、平泉町	〒021-8503 一関市竹山町 7-5 TEL 0191-26-1420 FAX 0191-23-9634
沿岸広域振興局 (県税室)	釜石市、大槌町	〒026-0043 釜石市新町 6-50 TEL 0193-25-2703 FAX 0193-23-5059
沿岸広域振興局 宮古地域振興センター (県税室)	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	〒027-0072 宮古市五月町 1-20 TEL 0193-64-2212 FAX 0193-64-0946
沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター (県税室)	大船渡市、陸前高田市、住田町	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 TEL 0192-27-9912 FAX 0192-27-4914
県北広域振興局 (県税室)	久慈市、洋野町、普代村、野田村	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 TEL 0194-53-4986 FAX 0194-59-3273
県北広域振興局 二戸地域振興センター (県税室)	二戸市、軽米町、一戸町、九戸村	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 TEL 0195-23-9254 FAX 0195-23-9301

VI その他

1 認定NPO法人制度の概要

NPO法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人は認定NPO法人となります。

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援することを目的としています。

認定NPO法人になると、個人や法人等が当該法人に対して行った寄附を寄附金控除等の対象とする税制上の優遇措置を受けることができます。

また、特例認定NPO法人制度もあり、設立後5年以内のNPO法人のうち、運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき、要件からパブリック・サポート・テスト（PST）を免除し一定の基準に適合した場合は、税制上の優遇措置が認められる「特例認定」を1回に限り受けることができます

(1) 認定NPO法人のメリット

ア 認定NPO法人への寄附者に対する税制上の措置

(内閣府 HP 寄附に伴う税制上の優遇措置 <https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu>)

○ 個人が寄附をする場合

一定の限度内で寄附金額に応じた所得控除もしくは税額控除が得られます。

○ 法人（企業等）が寄附をする場合

一定の限度内で寄附金額に応じた、損金算入（経費処理）が認められます。

○ 相続又は遺贈により財産を取得した方が相続財産を寄附する場合

寄附した額が課税対象外となります。ただし、相続税の申告期限までに寄附する場合に限ります。

なお、特例認定NPO法人には適用されません。

イ 認定NPO法人自身の優遇措置（みなし寄附制度）

「みなし寄附金制度」とは、認定NPO法人が収益事業から得た利益を、その収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した場合、この支出を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入することができる制度です。

なお、このみなし寄附金制度は、特例認定NPO法人には適用されません。

(2) 認定NPO法人になるための要件

NPO法人のうち、広く一般から支持され、活動や組織運営が適正なところが認定を受けられます。具体的にはいくつかの要件を満たす必要があります。

ア パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること。

【PST基準】（次のいずれかに適合すること）

- ・総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること。
- ・年間3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上であること。
- ・事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること。

イ 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。

ウ 運営組織及び経理が適切であること。

エ 事業活動の内容が適正であること。

オ 情報公開を適切に行っていること。

カ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。

キ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

ク 設立の日から1年を超え、2事業年度の実績があること。

(3) 特例認定NPO法人

設立初期のNPO法人には財政基盤が弱い法人が多いことから、スタートアップ支援として、PST基準を免除した特例認定NPO法人制度があります。

※ 認定NPO法人が受けられる税制上の措置について、一部、特例認定NPO法人には適用されないものもあります。

詳しくは、下記の問い合わせ窓口にお尋ねください。

(4) 認定申請のために必要な準備

認定NPO法人の認定を受けるためには、申請時に実績判定期間に係る申請書類を作成し、所轄庁に提出する必要があります。

申請書類の作成のためには、寄附者名簿の管理や、日々の取引の記録や帳簿保存などを継続的に行う必要があります。

(5) 認定に関する申請・問い合わせ窓口

認定NPO法人制度・特例認定NPO法人制度についてのお問い合わせ・相談の窓口は下記のとおりです。

申請・問い合わせ窓口	所在地	電話番号
環境生活部若者女性協働推進室	〒020-8570 盛岡市内丸10-1（岩手県庁内）	019-629-5199

2 相談窓口

お待たせしないために、事前に電話連絡をお願いします。

(1) 認証申請・届出もできる窓口

P 8～9を参照してください。

本県に主たる事務所を有する場合は県が所轄庁となり、原則としてその事務所の所在する地域を管轄する広域振興局、地域振興センターが窓口となります。

ただし、事務移譲を受けている市町村（P 9 参照）にのみ事務所を有する場合には、その市町村が窓口となります。

ア 広域振興局、地域振興センターの受付時間

午前8時30分～午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)は、休みとなります。

イ 事務移譲先市町村の受付時間

各市町村に確認願います。

(2) 相談窓口（但し、こちらでは認証の申請・届出を受け付けていません。）

ア NPO活動交流センター

制度に関する問い合わせの他、NPO法人化、マネジメントなどの相談、情報提供、講座の開催などを実施しています。

◆設 置：岩手県

◆営業時間：午前9時～午後9時30分

※年末年始(12/29～1/3)、建物のメンテナンス日は休みとなります。

◆住 所：〒020-0045

盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号

いわて県民情報交流センター（アイーナ）6階

◆電 話：019-606-1760

◆FAX：019-606-1765

イ 県庁環境生活部若者女性協働推進室

制度に関する問い合わせを受け付けています。

◆受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)は、休みとなります。

◆住 所：〒020-8570

盛岡市内丸10-1 県庁11階

◆電 話：019-629-5198・5199

◆FAX：019-629-5354

3 情報公開

(1) 法令に基づく情報公開

ア 法人設立、定款変更、合併の認証申請があった場合

当該団体に係る関係書類の一般の方々の縦覧

(根拠法令 法第 10 条第 2 項、第 25 条第 5 項、第 34 条第 5 項)

イ 認証を受けた団体が、毎事業年度所轄庁に提出した関係書類についても、希望者の閲覧に供します。

(根拠法令 法第 30 条、条例第 4 条)

① 縦覧・閲覧（認証法人）場所

縦覧・閲覧場所	縦覧・閲覧書類	住所・電話番号
環境生活部 若者女性協働推進室	県内に事務所を有する団体（法人）から提出された書類	岩手県庁内 〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 TEL 019-629-5198～9
盛岡広域振興局 (経営企画部)	盛岡広域振興局の管内に主たる事務所を有する団体（法人）から提出された書類 但し、盛岡市に主たる事務所を有する団体（法人）にあつては、盛岡市以外にその他の事務所を有する場合に、八幡平市に主たる事務所を有する団体（法人）にあつては、八幡平市以外にその他の事務所を有する場合に、滝沢市に主たる事務所を有する団体（法人）にあつては、滝沢市以外にその他の事務所を有する場合に、葛巻町に主たる事務所を有する団体（法人）にあつては、葛巻町以外にその他の事務所を有する場合に、紫波町に主たる事務所を有する団体（法人）にあつては、紫波町以外にその他の事務所を有する場合に限る。	盛岡地区合同庁舎内 〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 TEL 019-629-6670
県南広域振興局 (経営企画部)	県南広域振興局の管内に主たる事務所を有する団体（法人）から提出された書類 但し、花巻市に主たる事務所を有する団体（法人）にあつては、花巻市以外にその他の事務所を有する場合に、北上市に主たる事務所を有する団体（法人）にあつては、北上市以外にその他の事務所を有する場合に、一関市に主たる事務所を有する団体（法人）にあつては、一関市以外にその他の事務所を有する場合に、奥州市に主たる事務所を有する団体（法人）にあつては、奥州市以外にその他の事務所を有する場合に、西和賀町に主たる事務所を有する団体（法人）にあつては、西和賀町以外にその他の事務所を有する場合に、金ケ崎町に主たる事務所を有する団体（法人）にあつては、金ケ崎町以外にその他の事務所を有する場合に限る。	奥州地区合同庁舎内 〒023-005 奥州市水沢大手町 1-2 TEL 0197-22-2812

縦覧・閲覧場所	縦覧・閲覧書類	住所・電話番号
沿岸広域振興局 経営企画部	沿岸広域振興局の管内に主たる事務所を有する団体（法人）から提出された書類 但し、釜石市に主たる事務所を有する団体(法人)にあつては、釜石市以外にその他の事務所を有する場合に限る。	釜石地区合同庁舎内 〒026-0043 釜石市新町 6-50 TEL 0193-25-2701
沿岸広域振興局 宮古地域振興センター	宮古地域振興センターの管内に主たる事務所を有する団体（法人）から提出された書類	宮古地区合同庁舎内 〒027-0072 宮古市五月町 1-20 TEL 0193-64-2211
沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター	大船渡地域振興センターの管内に主たる事務所を有する団体（法人）から提出された書類 但し、大船渡市に主たる事務所を有する団体(法人)にあつては大船渡市以外にその他の事務所を有する場合に、陸前高田市に主たる事務所を有する団体(法人)にあつては陸前高田市以外にその他の事務所を有する場合に限る。	大船渡地区合同庁舎内 〒028-8502 大船渡市猪川町 字前田 6-1 TEL 0192-27-9911
県北広域振興局 経営企画部	県北広域振興局の管内に主たる事務所を有する団体（法人）から提出された書類 但し、久慈市に主たる事務所を有する団体(法人)にあつては久慈市以外にその他の事務所を有する場合に、普代村に主たる事務所を有する団体(法人)にあつては普代村以外にその他の事務所を有する場合に、野田村に主たる事務所を有する団体(法人)にあつては野田村以外にその他の事務所を有する場合に、洋野町に主たる事務所を有する団体(法人)にあつては洋野町以外にその他の事務所を有する場合に限る。	久慈地区合同庁舎内 〒028-8042 久慈市八日町 1-1 TEL 0194-53-4981
県北広域振興局 二戸地域振興センター	二戸地域振興センターの管内に主たる事務所を有する団体（法人）から提出された書類 但し、二戸市に主たる事務所を有する団体(法人)にあつては二戸市以外にその他の事務所を有する場合に、軽米町に主たる事務所を有する団体(法人)にあつては軽米町以外に、一戸町に主たる事務所を有する団体(法人)にあつては一戸町以外にその他の事務所を有する場合に限る。	二戸地区合同庁舎内 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 TEL 0195-23-9201

② 縦覧・閲覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

なお、土曜日、日曜日、祝祭日、12 月 29 日から 1 月 3 日までは、休みとなります。

ウ 法人の事務所が次の市町村内に限られる場合は、その市町村の担当課となります。

市町村名	住所・電話番号
盛岡市 (市民部市民協働推進課)	〒020-8530 盛岡市内丸 12-2 TEL019-651-4111 FAX019-622-6211
大船渡市 (まちづくり部市民協働課)	〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢 15 TEL 0192-27-3111 FAX 0192-26-4477
花巻市 (地域振興部地域づくり課)	〒025-8601 花巻市花城町 9-30 TEL 0198-24-2111 FAX 0198-22-6995
北上市 (まちづくり部地域づくり課)	〒024-0061 北上市大通り 1-3-1 (おでんせプラザぐろーぶ 3 F) TEL 0197-72-8300 FAX 0197-63-3121
久慈市 (総合政策部地域づくり振興課)	〒028-8030 久慈市川崎町 1-1 TEL 0194-52-2116 FAX 0194-52-3653
一関市 (まちづくり推進部まちづくり推進課)	〒021-8501 一関市竹山町 7-2 TEL 0191-21-2111 FAX 0191-21-2164
陸前高田市 (市民協働部まちづくり推進課)	〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野 100 TEL 0192-54-2111 FAX 0192-54-3888
釜石市 (総務企画部総合政策課)	〒026-8686 釜石市只越町 3-9-13 TEL 0193-27-8413 FAX 0193-22-2686
二戸市 (総務政策部公民連携推進課)	〒028-6192 二戸市福岡字川又 47 TEL 0195-23-3111 FAX 0195-25-5160
八幡平市 (まちづくり推進課)	〒028-7397 八幡平市野駄 21-170 TEL 0195-74-2111 FAX 0195-74-2102
奥州市 (協働まちづくり部地域づくり推進課)	〒023-8501 奥州市水沢大手町 1-1 TEL 0197-24-2111 FAX 0197-22-2533
滝沢市 (市民環境部地域づくり推進課)	〒020-0692 滝沢市中鶴飼 55 TEL 019-684-2111 FAX 019-684-2158
葛巻町 (総務企画課)	〒028-5495 葛巻町葛巻 16-1-1 TEL 0195-66-2111 FAX 0195-66-2101
紫波町 (企画総務部企画課)	〒028-3392 紫波町紫波中央駅前 2-3-1 TEL 019-672-2111 FAX 019-672-2311
西和賀町 (ふるさと振興課)	〒029-5512 西和賀町川尻 40-40-71 TEL 0197-82-2111 FAX 0197-82-3111
金ヶ崎町 (総務課)	〒029-4592 金ヶ崎町西根南町 22-1 TEL 0197-42-2111 FAX 0197-42-4474
普代村 (政策推進室)	〒028-8392 普代村第9地割字銅屋 13-2 TEL 0194-35-2111 FAX 0194-35-3017
軽米町 (総務課)	〒028-6302 軽米町大字軽米 10-85 TEL 0195-46-2111 FAX 0195-46-2335
野田村 (未来づくり推進課)	〒028-8201 野田村大字野田 20-14 TEL 0194-78-2111 FAX 0194-78-3995
洋野町 (企画課)	〒028-7995 洋野町種市 23-27 TEL 0194-65-5912 FAX 0194-65-4334
一戸町 (生涯学習・協働推進課)	〒028-5311 一戸町高善寺字大川鉢 24-9 TEL 0195-33-2111 FAX 0195-33-3770

エ 認定NPO法人が、毎事業年度所轄庁に提出した関係書類についても、希望者の閲覧に供します。（根拠法令 法第 56 条、条例第 11 条）

閲覧場所	閲覧書類	住所・電話番号
環境生活部 若者女性協働推進室	県内に事務所を有する認定NPO法人から提出された閲覧書類	岩手県庁内 〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 TEL 019-629-5198～9

（２）所轄庁としてのNPO法人の情報公開へのサポート

ア 岩手県ホームページに掲載

（ <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/npo/npo/1004653.html> ）



公開書類	公開期間
定款（最新のもの）	常時
1 事業報告書 2 活動計算書 3 貸借対照表 4 計算書類の注記 5 財産目録	過去 5 年間に提出されたもの。

イ NPO活動交流センター（盛岡駅西口アイーナ 6 階）で閲覧

設置：岩手県 管理運営：NPO法人

公開書類	公開期間
定款（最新のもの）	常時
1 事業報告書 2 活動計算書 3 貸借対照表 4 計算書類の注記 5 財産目録	過去 5 年間に提出されたもの。

（３）内閣府NPO法人ポータルサイト

法第 72 条に新たに第 2 項が設けられ、NPO法人に対する信頼性のさらなる向上が図られるよう、内閣府NPO法人ポータルサイト等を活用した積極的な情報の公表に努めるよう規定されていますので、是非当サイトをご活用下さい。

「特定非営利活動法人情報公開書類」公開等規約

（目的）

第1条 特定非営利活動促進法（平成10年法第7号。以下「法」という。）では、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）は、「自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきである」との考えにより、NPO法人の情報公開の規定がおかれている。

岩手県（以下「県」という。）では、法の仕組みをより有効に機能させ、NPO法人の情報を積極的に公開することで、県民のNPOへの理解の促進を図るため、県公式ホームページ（以下、ホームページという。）、内閣府NPO法人ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）及びNPO活動交流センター（以下「センター」という。）において、NPO法人の法定情報公開書類（以下「公開書類」という。）の一部等を公開し、情報提供する。

（公開の根拠等）

第2条 公開書類（法に基づく縦覧及び閲覧書類）の一部を行政サービスとして、県が公開する。

（公開書類）

第3条 ホームページ、ポータルサイト及びセンターにおいて公開する書類は、別表1のとおりとする。

2 法の趣旨に基づき、全NPO法人の情報を公開する。ただし、NPO法人からの要請で非公開とする場合は、当該法人から提出された理由書を公開する。

（公開の方法）

第4条 公開書類は、受付後、速やかに公開するものとする。

2 公開の期間は、別表2のとおりとする。

3 公開書類の更新は年1回とし、次の更新時期まで、訂正等による更新は原則として行わない。ただし、NPO法人が解散した場合は、速やかに情報を削除する。

（NPO法人の役割）

第5条 公開する書類は、法第30条に基づき、NPO法人から提出があった書類であり、書類の内容に関する照会及び公開に関して生じた問題については、当該法人で対応するものとする。情報公開を行ったことに起因し、又は関連して生じた一切の損害については、県は賠償責任を負わない。

（県の役割）

第6条 情報を管理するとともに、情報公開に関する全般的な事項等に関する照会について対応する。

2 法に基づき提出することとされている書類（各種届出や提出書類等）の履行状況を必要に応じて情報提供する。

（市町村への権限移譲に伴う特記事項）

第7条 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）別表第2の27に掲げる市町村が所管するNPO法人については、センターで公開する書類と同じものを、県環境生活部若者女性協働推進室においても公開するものとする。

(規約の変更等)

第8条 県は、本規約を適宜変更等できるものとする。その際のNPO法人へのお知らせは、ホームページへの掲載により行う。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区 分		書 類
縦覧書類	法人設立認証申請時	1 定款 2 事業計画書 3 活動予算書
閲覧書類	法人設立時	1 事業計画書 2 活動予算書 3 設立の時の財産目録
	事業報告書等提出後	1 事業報告書 2 活動計算書 3 貸借対照表 4 財産目録
定款	常時	定款 (最新のもの)

別表2 (第4条関係)

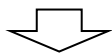
区 分	書 類		公開期間
県公式ホームページ	縦覧書類		申請書を受理した日から2週間 (法第10条第2項に準じる。)
内閣府NPO法人ポータルサイト	閲覧書類	法人設立時	事業報告書等が作成されるまでの間 (法第30条に準じる。)
		事業報告書等提出後	過去5年間に提出されたもの (法第30条に準じる。)
	定款 (最新のもの)		常時 (法第30条に準じる。)
NPO活動交流センター	縦覧書類		申請書を受理した日から2週間 (法第10条第2項に準じる。)
	閲覧書類	法人設立時	事業報告書等が作成されるまでの間 (法第30条に準じる。)
		事業報告書等提出後	過去5年間に提出されたもの (法第30条に準じる。)
	定款 (最新のもの)		常時 (法第30条に準じる。)

4 会計

会計は、法人の活動を金銭面から表しており、法人の活動と会計は表裏一体の関係にあるといえます。

会計の目的

- ・ 法人の活動内容を社員や、寄付をしてくれた人たちに対して説明責任を果たすこと
- ・ 法人の活動を金銭面から評価し、今後の活動を合理化、効率化すること



透明性のある会計報告は、法人活動のPRとなり、将来の会員、寄付者、ボランティアなどの獲得につながります。

手引き P 115～146 には、様式例を示していますが、NPO法人の活動内容や規模は非常に多種多様であり、それぞれのNPO法人にあった処理方法を選択することが望ましいと考えられます。

しかしながら、会計処理を行ううえで、必ず守るべき原則があります。

NPO法では、第5条で「区分経理」、第27条で「会計の原則」、第29条で「情報公開」でそれぞれ会計について原則を定めています。

特に大切となるのは、法第27条の会計の原則です。

法第27条の概要

- 正規の簿記の原則—正しく記帳すること
- 真実性・明瞭表示の原則—真実な内容をはっきりとわかりやすく表示すること
- 継続性の原則—継続して同じ処理をすること

正規の簿記の要件

対象書類：計算書類（活動計算書、貸借対照表）及び財産目録

- ・ 記録の網羅性—全ての取引をもらさず網羅的に記録すること
- ・ 記録の検証可能性—全ての取引は、事実を立証しうるだけの客観的証拠に基づいて記録されること
- ・ 記録の秩序性—全ての取引は秩序正しく組織的に、そして相互に関連して記録されること

5 NPO関連ホームページ

1 岩手県ホームページ（NPO・ボランティア関係）

◎岩手県ホームページ・アドレス

（ <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/npo/npo/index.html> ）

トップ・ページから、以下のとおり進んでください。

「くらし・環境」→「NPO・ボランティア・協働→

「NPO・ボランティア」



2 内閣府

全国の認証状況、国の動向をキャッチできます。

全国の法人の情報を見ることができます。（法人情報の入力もできます）

<https://www.npo-homepage.go.jp/>

3 NPO活動交流センター

いわて県民情報交流センター（愛称：アイーナ）内に開設しているセンターのホームページです。県内のNPO情報が得られます。

また、メールマガジンに登録すると、電子メールによりNPOやボランティアの情報が得られます。

<http://www.aiinanpo.org>

なお、アイーナのホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.aiina.jp/>

4 ずっぱりボランティアいわて

岩手県社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターが運営するサイトです。ボランティアに関する情報が得られます。

<http://iwate-volunteer.jp/>

5 NPO法人会計基準協議会

NPO法人会計基準についての説明や様式のダウンロードができます。

<http://www.npokaikeikijun.jp/>

特定非営利活動法人制度の手引き（第 1 7 版）

編集・発行 岩手県環境生活部若者女性協働推進室

〒 020-8570

岩手県盛岡市内丸 10-1

電 話：019(629)5198・5199（直通）

F A X：019(629)5354

岩手県ホームページ・アドレス <http://www.pref.iwate.jp/>